

検討を深めるべき論点について

平成27年4月10日
資源エネルギー庁

目 次

1 . 経 営 効 率 化	P 2
2 . 需 要 想 定	P 1 3
3 . 供 給 力 想 定 ・ メ リ ッ ト オ ー ダ ー	P 1 7
4 . 火 力 燃 料 費	P 3 8
5 . 購 入 ・ 販 売 電 力 料	P 4 5
6 . レ ー ト メ ー ク	P 6 4
7 . 値 下 げ の 条 件	P 7 6
8 . 美 浜 発 電 所 1 ・ 2 号 機 、 日 本 原 電 敦 賀 発 電 所 1 号 機 の 廃 炉 に つ い て	..	P 8 5

1. 経営効率化

1. 経営効率化について(意見等)

主な意見

《電気料金審査専門小委員会》

- 役員報酬を平均1,800万円に引き下げていない点について、関西電力の経営陣の責任は重大。原発の不稼働が値上げの理由であるが、消費者から見ると再稼働に至らなかったことは、原発の是非を置いても、消費者がそうさせたわけではなく、釈然としない。来年度の計画では、関西電力の経営方針が社会的に問われており、役員報酬は1,800万円をはるかに下回る水準にすると表明して初めて社会的責任を果たす姿勢があらわれる。
- 東京電力と比較して平成22年度と25年度の費用の削減は、遜色ない水準と説明しているが、東電は関電が再値上げ申請を行った同じ時期に生産性倍増委員会合理化レポートを発表し、今後1年間は再値上げをしないとしている。そのレポートには、原子力の不稼働影響額をコスト削減で吸収しているという文言もある。関電は不稼働の影響が非常に大きいと理解しているが、関電は遜色ない効率化努力をしていると胸を張って言えるのか。
- 顧問への報酬は払い続けるというのであれば命令はできないが、聖域なき経営改善の努力をしてきたかどうか、どこまで説得力のあることなのか消費者によく伝わったと思う。何年も高い報酬をもらい続けてきた人が、非常事態にまだ報酬をもらわなければ地域貢献ができないと本当に言うか。普通は、もう要らないと言うと思うが、関西電力が払い続けるのであれば、それを止める手段がない。
- 効率化を経営全般で吸収するという点は気になる。査定された数値を真摯に対応し、聖域を設けず効率化に取り組むと聞いているが、未達部分があるとのこと。全体で合っていれば徹底的な効率化がなされたと関電は考えているのか。役員報酬や顧問の待遇を見ると、「財務基盤の毀損は一層深刻化を増し、燃料調達や施設の保持保全に必要な資金調達が困難になる等、電気の安全・安定供給に支障をきたす」という説明に齟齬がある。徹底的なコスト削減とは関電にとってどういう意味なのか。経営全般で達成するという説明は、利用者側からすると納得いかない。
- 資産売却は財務体質改善の価値があるが、どういう活用をしているか、より効率的な運用か、という視点が大事。有価証券については、資産運用と事業運営の側面があり、事業運営の方は、子会社・関係会社の株式であるが、ガバナンスが利く運用をしているか考える必要があるとともに、利益剰余金もあり、本業の事業効率にどれだけ寄与しているか、見なければならぬ。
- 全体の効率化や原発の再稼働で吸収すると言っているが、原子力発電所の停止によって、追加で外部調達が増えて単価が減った部分も効率化であると主張している中で、どれだけ激変緩和にまわすのか、という議論をする際には、経営効率化計画が甘い可能性があることを考慮の上、かなりの程度の割合を経過措置に回さなければ、納得が得られない。また、修繕費等の効率化については一時的なものではなく、少なくとも震災前の水準に到達するまでの間は継続的に努力していただけることと理解している。
- 公聴会、国民の声を受けて、27年度の経営効率化見通しが示されたものと認識している。消費者としては、関電が経営効率化に対してどういう視点・覚悟を持って、どのように取り組んでいるかが重要な点として見ていたと思う。だからこそ、公聴会、国民の声でも効率化がまだまだだという意見が多かったと理解している。
- 投資効率は株の銘柄によって高いものや回収されていないものがある。高いものは保有し続けても、低いものは売却が良いと考える。時価が高いときに売るのが一番だと思うが、消費者に還元するにはどこで見切りをつけるか。キャッシュインがあれば財務基盤の強化になり、値上げ幅を抑える財源になるから、キャッシュフローで回収があれば、更なる売却を考えてほしい。
- 経営効率化の中身については、動かしがたい費用もあると認識。修繕費の効率化については、定期検査の短縮等、いろいろな積み重ねであると認識している。これ以外にも諸経費の小さな積み重ねがあると思うので、これにとどまらない効率化努力を続けていくことが必要。

1. 経営効率化について(意見等)

主な意見

《公聴会》

- ・ コマーシャルで節電だ、節電だと言っているが、節電はもうみんなとつくにやっている。でかい顔していないで、あなたがたの給料をもっと下げなさい。みんな生活をかけてこの公聴会に来ている。中小企業、年金生活者、弱者に対してもっと誠意を持って答えてほしい。社長は本当に心から謝ってない。経産省も審議会も、ちゃんと努力していない者に、簡単に値上げさせちゃいけない。一昨年の5月に値上げしているのだから、それでも対応できないということは努力が足りないということ。
- ・ 八木社長は、「グループの総力を結集」、「聖域無き」、「さらなる深掘り」という言葉を連呼するが、言葉通りの合理化とは到底理解できない。極限までの襪ぎすら感じられない。合理化イコール燃料費の補填にならないのは百も承知だが、値上げ申請人としての姿勢がなっていない。対策が消極的で、後手に回り、役員報酬についても指摘されても直近まで改定しないなど姿勢そのものが下の下である。
- ・ 今回は自助努力の及ばない値上げで経営上の責任はないと考えているのではないか。その象徴が役員報酬である。1月から査定水準まで引き下げ、3年間では他の費目で経営効率化を深掘りすることで吸収するというが、消費者は電気料金の引き下げのために経営効率化をして欲しいのであって、役員報酬を払うために経営効率化して欲しいわけではない。役員報酬は少なくとも3年間の合計額で達成するのが当然であり、それをしない経営陣から再値上げを言われる筋合いはない。
- ・ 経営危機を招いた経営者こそ大幅カットすべきだが、従業員の処遇は守るべき。
- ・ グループ企業は63社にまで名前を挙げきれないほど増加している。全グループ企業の資産の時価評価を公開するとともに、財務の非常危機に充てる必要がある。
- ・ 有価証券を売却すべき。株価が下がると言うが、それが今の関電の実力である。
- ・ 申請における10.23%の値上げ幅の中にはさらなる合理化の余地が含まれているのか。合理化の小出しをしているように見えて仕方がない。

《国民の声》

- ・ 顧問7人に4000万円もの報酬を支払うことはとても認められない。東電は前回値上げ申請時に顧問制度そのものを廃止し、役員給与もゼロにした。関電は東電と遜色のない効率化を行っているというが、ここだけみても関電は甘いといわざるをえない。
- ・ 経営の効率化も一般的なレベルの延長であり、資産売却についても株売却程度のレベルであり送配電資産、本社資産、関連会社資産等の売却や今後を見据えた分社化も踏まえた経営ロードマップが明示されるべきである。
- ・ 「諸経費等」は、H26年度は全体として査定目標を達成したものの、各費用項目を見ると、「諸費」「普及開発関係費」はH25・26年度とも査定目標を達成していない。「諸費」には、寄付金や団体会費など、「普及開発費」には、テレビ・ラジオのCM、新聞広告費用などが含まれているが、何れも自らの経営努力で査定目標までの削減は可能な費目と思われる。実際にこれらの費目の用途を具体的に示した上で、なぜ未達だったのか、その理由と今後の対応について説明してほしい。
- ・ 東京電力は、福島事故への対応と原発が再稼働していない中で、徹底した経営効率化を行い、再値上げ申請はしないと表明している。関西電力には、値上げの前提として、少なくとも東京電力の経営効率化計画と同等あるいはそれ以上の効率化が求められる。経済産業省が両者の経営効率化の実績と今後の計画について比較・評価を行った上で、関西電力が「更なる効率化」を図り、値上げ幅を圧縮することを求める。
- ・ 項目が同じではないので単純な比較は出来ないが、東電はH22年度からH23年度の間、長期投資の額が4916億円から1608億円へと3分の1に減少している。関電は有価証券の額が、H22年度が873億円、H25年度で1090億円と増加。関係会社長期投資の額では、H22年度が3919億円、H25年度では4219億円とやはり増加している。もっと株などを売却するべきはないか。

1. 経営効率化について(消費者庁チェックポイント)

消費者庁チェックポイント

〈直接の査定対象項目ではないが、事業者による積極的な取組や消費者への丁寧な情報提供・説明が求められるもの〉

【経営効率化】

消費者に大幅な負担増を求める前提として、項目ごとに査定ベースの効率化を達成するにとどまらず、原価に算入されていない項目であっても、最大限の企業努力を真摯に行うべきである。また、その内容を積極的に消費者に伝え、共感を得られるよう努めるべきである。

- ⑧費用項目別に見て、査定ベースの効率化が未達成のものについて、その理由を明確に説明しているか。
- ⑨役員報酬などの人件費削減について、平成25年度実績及び平成26年度の見込みでは査定額の水準まで達成していないが、平成27年度において、平成25年度～平成27年度の3か年平均で達成すべく、更なる削減に取り組むための計画を明確に説明しているか。
- ⑩健康保険料の事業主負担割合について、平成27年度末に53%台までの引下げを達成するための方法を明確に説明しているか。
- ⑪消費者に大幅な負担増を求めるに当たり、原価に算入されていない顧問関連の経費の必要性について、消費者の理解を得るための説明を行っているか。また、更なる削減の努力を行う計画はあるか。
- ⑫競争入札比率について、平成27年度も引き続き高水準を目指すための具体的な方法を明確に説明しているか。
- ⑬修繕費について、緊急避難的な繰延べなどにより効率化を進めるとしているが、結果的に繰延べによりかえって修繕費用が過大になることはないか。また、繰延べの範囲と金額及び繰延べによる節約分を何の費用に充てているかについて明確に説明しているか。
- ⑭普及開発関係費等の削減の主な取組として、PR施設の一部休館などを挙げているが、更に削減できる事業や削減時期の前倒しの余地はないか。
- ⑮寄付金、団体費等の諸経費等について、更に削減できる余地はないか。
- ⑯資産(本社・営業拠点の土地・建物、有価証券等)の売却、グループ会社の再編・統廃合、グループ会社に留保されている利益剰余金の取崩し等について、更なる取組の余地はないか。電気事業の遂行に直接的な関係を有しない資産の売却の余地はないか。

1. 経営効率化について(論点)

- 「電源構成変分認可制度」に基づく申請の審査に際しては、燃料費、購入・販売電力料等が直接の査定対象項目となるが、需要家に更なる負担を求めるに当たり、今般の料金改定の「前提計画」として位置付けられている経営効率化計画が、前回改定の査定方針及び認可時に求めた経営効率化を反映したものであるかどうか、その進捗状況・内容等を十分にチェックする必要がある。
- これまでの料金審査専門小委員会、公聴会及び国民の声においても、他の論点にもまして、関西電力による徹底的な経営効率化の取組を求める意見が多数寄せられている。
- 前回の料金改定時の査定方針で求めた原価算定期間を通じた経営効率化については、概ね進捗していると評価できるものの、一部コスト削減等において未達となっている費目があり、原価を超える支出が見られた。原価上は織り込まれていないため、料金には反映されないものの、それに見合うべく他の費目で効率化の深掘りを行っているものと考えられる。他の費目での効率化の深掘りは通常であれば望ましく、効率化インセンティブを維持する観点から尊重されるべきである。しかしながら、財務基盤の毀損等を背景として再値上げを行う局面に当たっては、原価に織り込まれていない支出をしている限り、その分純資産が削られ要資金調達額が増えていく等の観点からは、効率化の深掘りによって生み出される原資は、需要家への還元や財務基盤強化に充てられるべきと考えられる。
- 関西電力からは、第20回小委員会において、「効率化の深掘りの成果は、大きく毀損した財務体質の回復のみならず、お客さまの電気料金のご負担の軽減をはかるべく、活用してまいりたい」との表明があり、第23回小委員会において、平成27年度における経営効率化の具体的な取組について説明があった。コスト削減において依然として一部未達となっていること、役員報酬の削減や保有資産の売却等を求める意見が多いこと等も踏まえつつ、需要家の料金負担を軽減する具体的な方策を明らかにし、それを確実に実施するよう求めるべきではないか。

1. 経営効率化について(参考①)

第23回 電気料金審査専門小委員会 資料5 (関西電力資料)

- 平成27年度は下表のとおり、2,832億円の効率化に取り組み、目標額を477億円上回り、効率化計画および査定額について、費目別にも達成する見通しです。
- 資産売却等について、これまで可能なものについては売却等を進めてまいりましたが、今回改めて売却等の可否について検討し、200億円相当の売却を行なうことといたしました。

(単位：億円)

費目	平成27年度				差引 (A)-(B)
	見通し (A)	目標額 (B)		査定額	
		効率化計画			
人件費	489	465	354	111	24
燃料費・購入電力料	1,044	914	669	245	130
設備投資関連費用	127	117	82	35	10
修繕費	610	370	309	61	240
諸経費等	561	489	361	128	72
小計	2,832	2,355	1,775	579	477
資産売却等	200	—	—	—	200
合計	3,032	2,355	1,775	579	677

1. 経営効率化について(参考②)

<人件費>

項目	主な取組み内容		27年度効率化額(億円)		
	25～26年度	27年度	見通し [A]	目標額 [B]	差引 [A]-[B]
採用抑制による 人員削減	・26年度の採用数を前年度比▲170人の388人に、27年度は更に250人まで抑制した結果、在籍人員は、前回改定時計画(24年度末～27年度末)の▲約500人を上回る、▲約750人となる見通し	・継続した要員効率化を推進	40	23	17
役員報酬	・社内役員で平均60%程度の減額を実施してきたが、平成27年1月から、さらに5%程度減額幅を深掘りし、社内役員で平均65%程度の減額	・平成27年1月から実施の社内役員で平均65%程度の削減を継続(1,800万円)	7	7	0
給料手当	・基準賃金の約5%の減額や、賞与の支給見送りにより、年収をH23の790万から660万程度まで削減	・査定方針に沿って、年収を627万円まで削減すべく、努力	354	354	0
退職給与金	—	・査定方針に沿って、退職金にかかる費用を12億円(査定額)削減すべく、努力	12	12	0
厚生費	・保養所や体育施設の廃止等に取り組み、25年度の一般厚生費を、査定後水準を下回る24.0万円/人まで削減	・継続した効率化を推進	62	62	0
委託検針費	・委託手数料の引き下げ	・継続した効率化を推進	13	5	7
雑給	・顧問人数の削減および顧問報酬の減額(1億4千万円程度/14名分から、4千万円程度/7名分)	・顧問について、委嘱内容を吟味し、さらなる削減に努める	1+ α	1.4	▲ β
合計	—	—	489	465	24

1. 経営効率化について(参考③)

<燃料費・購入電力料>

項目	主な取組み内容		27年度効率化額(億円)		
	25～26年度	27年度	見通し [A]	目標額 [B]	差引 [A]-[B]
火力燃料費の削減	・姫路第二発電所のコンバインドサイクル化による燃料費削減 (運開時期をさらに1～5ヶ月前倒し)	・これまでと同様の取組みを着実に実施し、新姫路第二発電所6号機の運開時期を3ヶ月前倒し	582	549	33
	・LNG輸入代行手数料の削減	・これまでと同様の取組みを着実に実施	2	2	α
	・他社との連携および調達先の分散化等、売主との交渉力向上による価格削減		2	2	0
	・LNG価格査定への対応として、市況の動向を踏まえた機動的なスポット調達を実施	・27年度の査定額189億円は、26年度の査定額53億円と比べても非常に厳しい水準であるが市況緩和時の国際入札の実施等、当該認可単価水準の実現に向けた取組みを実施	200	189	11
	・石炭価格査定への対応として、安価な石炭調達を実施	・これまでと同様の取組みを着実に実施	2	2	0
購入電力料の削減	・他社電源、自家発等の固定費用削減 ・卸電力取引所から安価な電力購入を行うことによる燃料費削減	・他社電源、自家発等の固定費用削減や卸電力取引所から安価な電力購入を着実に実施	256	169	86
合計	—	—	1,044	914	130

1. 経営効率化について(参考④)

<設備投資関連費用>

項目	主な取組み内容		27年度効率化額(億円)		
	25～26年度	27年度	見通し [A]	目標額 [B]	差引 [A]-[B]
調達価格の削減	<ul style="list-style-type: none"> 競争発注の拡大(サプライヤー増 [新規発掘]、総合評価方式等) 取引先提案による設計や仕様の見直し 価格調査のさらなる充実 	<ul style="list-style-type: none"> 競争発注比率のさらなる拡大(27年度の目標である30%はもちろん、中長期的に拡大するべく努力) 設計や仕様の見直しといったこれまでの取組みを第三者評価の結果を踏まえ、さらに加速 	91	57	34
工事実施時期・内容の見直し等	<ul style="list-style-type: none"> 設備余寿命診断技術の向上による最適な改修時期の見極めに基づく見直し 新工法等の採用による建設費抑制 	<ul style="list-style-type: none"> 最適な改修時期の見極めに基づく見直しや、新工法等の採用による建設費抑制といったこれまでの取組みを着実に実施 	36	33	3
特別監査	-	-	0	26	▲26
合計	-	-	127	117	10

1. 経営効率化について(参考⑤)

第23回 電気料金審査専門小委員会 資料5 (関西電力資料)

<修繕費>

項目	主な取組み内容		27年度効率化額(億円)		
	25～26年度	27年度	見通し [A]	目標額 [B]	差引 [A]-[B]
調達価格の削減	<ul style="list-style-type: none"> 競争発注の拡大 (分離発注 [サードパーティ]、順位配分競争等) 設計や仕様の見直し (業務内容の見直し、仕様の見直し等) 	<ul style="list-style-type: none"> 競争発注比率のさらなる拡大 (27年度の目標である30%はもちろん、中長期的に拡大するべく努力) 設計や仕様の見直しといったこれまでの取組みを第三者評価の結果を踏まえ、さらに加速 	421	214	208
スマートメーターの 価格低減	<ul style="list-style-type: none"> 競争発注の活用 (26年度下期以降調達分について一般競争入札を実施) 設計や仕様の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 競争発注の継続活用 (27年度以降調達分についても、継続して一般競争入札を実施) 設計や仕様の見直し 	146	109	38
工事内容の 見直し等	<ul style="list-style-type: none"> 機器点検手法の変更 工法の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 機器点検手法の変更や工法の見直しといった、これまでの取組みを着実に実施 	42	37	5
特別監査	—	—	0	11	▲11
合計	—	—	610	370	240

1. 経営効率化について(参考⑥)

< 諸経費等 >

項目	主な取組み内容		27年度効率化額(億円)		
	25~26年度	27年度	見通し [A]	目標額 [B]	差引 [A]-[B]
委託費	<ul style="list-style-type: none"> 委託内容の見直しや競争的発注方法の拡大等による調達価格の削減 	<ul style="list-style-type: none"> これまでの取組みに加え、管理間接部門の業務プロセス改革の確実な推進による継続的なコスト削減 	153	123	29
諸費	<ul style="list-style-type: none"> 寄付金、団体費の削減等(支出のとりやめ、減額) 出張旅費や通信運搬費の徹底した削減 	<ul style="list-style-type: none"> これまでの取組みの継続・拡大 	41	40	2
普及開発関係費	<ul style="list-style-type: none"> 節電・省エネ関連や電気の安全など公益的な情報発信等の削減 PR施設の一部休館、運営費用の削減 お客さま対応に係る活動内容の見直し、節電・省エネ関連の各種お客さま説明ツールの削減等 	<ul style="list-style-type: none"> 節電・省エネ関連や電気の安全など公益的な情報発信等のさらなる削減（一般向け広報誌の休刊など）、お客さまへの節電・省エネ関連活動のさらなる精査、各種お客さま説明ツールのさらなる削減の徹底等 	175	175	0
研究費	<ul style="list-style-type: none"> 研究内容厳選、研究成果の他電力会社との共有化による自社研究の減 研究計画の抜本的な見直し等 	<ul style="list-style-type: none"> これまでの取組みの継続・拡大 	49	49	0
その他費用	<ul style="list-style-type: none"> リユースの拡大等による事務用品等の消耗品費の削減 調達価格削減による廃棄物処理費等の削減等 	<ul style="list-style-type: none"> 社員研修などの研修内容の抜本的な見直しによる養成費の削減等 	144	102	41
合計	-	-	561	489	72

2. 需要想定

需要想定の見直しについて

2. 需要想定の見直しについて(意見等)

関西電力の申請内容

- 今回申請の販売電力量や年間最大電力の見直しについては、前回から変更していない(平成24年度変更供給計画に基づいている)。

主な意見

〈電気料金審査専門小委員会〉

- 需要想定については、需要を横置きしていることについては間違っていないと思うが、それによって意図的に高くされていないかどうか、実勢に近づけた結果、料金が下げられないかどうかはこちらでちゃんとチェックする。
- 販売電力量は前回認可と同じ想定をしており、これが減少すると、料金が上がることを北電の際に学んだ。ただ、離脱による需要減を取り戻す経営努力や営業努力が必要ではないか。

〈公聴会〉

- 電力需要量が伸びることを前提にしているが、需要は下がるのではないか。離脱はどの程度あるのか。
- 電源構成変分認可制度に基づく今回の値上げ申請は、販売電力量の計画数値が実態の趨勢と大幅に乖離している点、前提諸元が前回の計画のままで近時の実態趨勢を反映していない点において矛盾を持っている。

〈国民の声〉

- 販売電力量は前提計画よりも1割程度減る可能性があり、電源構成変分認可制度を使うとしても、その乖離が料金設定にどのように影響するかについて精査し、明かにすることを求める。
- 今回の計画で2015年度の販売電力量を1457億kWhと設定しているが、もっと低い値になる可能性が高いので、再々値上げが懸念されるのは明らかである。悪循環が続いていくと思うが、この対策をどう考えているか提示して頂きたい。

消費者庁チェックポイント

【販売電力量】

- ⑰自由化部門における販売電力量の減少の要因である需要家の離脱を解消するための努力を行っているか。

2. 需要想定の見直しについて(論点)

- 需要想定を見直すことにより、結果として料金単価が上昇すると考えられるため、需要想定を見直さないことで良いか。

2. 需要想定の見直しについて(参考①)

第20回 電気料金審査専門小委員会 資料7-3(関西電力資料)

【補足1】直近の販売電力量見通し(平成26年度供給計画)

14

○平成26年度の年初時点(平成26年度供給計画)に想定した平成27年度の販売電力量は1,413億kWh、最大電力は2,618万kWとなっています。

○現行料金の前提需要との乖離幅については、▲45億kWh、▲89万kWとなっています。

(単位：億kWh)

	今回料金 前提需要(H27) ①	H26供給計画 (H27) ②	差引 ②-①
電灯計	485	479	▲6
電力計	54	52	▲2
低圧需要(特定規模需要以外)	539	532	▲8
特定規模需要	919	882	▲37
電力量合計	1,459	1,413	▲45

(単位：万kW)

最大電力 (送電端最大3日平均)	2,707	2,618	▲89
---------------------	-------	-------	-----

電力量の乖離幅(▲45億kWh)については、主に以下の要因によるものと考えています。

- ①定着節電量の増加 : ▲13億kWh
 ②その他(産業用での生産減、離脱影響等) : ▲33億kWh

注) 四捨五入の関係で合計、差引が一致しない箇所がある

注) 当社自家消費分を含む

2. 需要想定の見直しについて(参考②)

【補足2】 販売電力量を見直した場合の料金収入・燃料費等への影響試算

15

- 料金の前提となる販売電力量を、申請ベース（前回改定）から直近見通し（H26年度供給計画）に見直した場合、料金収入および燃料費等への影響額は以下の通りです。
- 算定の結果、料金収入は867億円の減少となる一方、燃料費等は805億円の減少となり、差引で62億円の収入不足が生じ、必要な値上げ幅は今回の申請よりも大きくなる見通しです。

【販売電力量比較】

	申請ベース ①	H26供給計画 ②	差引 ② - ①
H27年度	1,457億kWh	1,412億kWh	▲45億kWh

注) 当社自家消費分を除く

【燃料費等減少額の内訳】

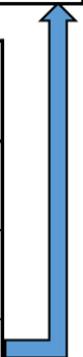
(億kWh、億円)

	発受電電力量	金額
燃料費	▲ 3	▲ 40
購入電力料	▲ 45	▲ 753
販売電力料*	▲ 1	▲ 12
事業税	-	▲ 1
合計	▲ 48	▲ 805

*控除収益

【収支影響額試算】

	申請ベース ①	H26供給計画 ②	差引 ② - ①
販売電力量 (当社自家消費分を除く)	1,457億kWh	1,412億kWh	▲45億kWh
料金収入 (料金改定後)	2兆9,564億円	2兆8,697億円	▲867億円
燃料費等	-	-	▲805億円
収支影響額	-	-	▲62億円



3. 供給力想定・メリットオーダー

(1) 揚水発電について

3. (1)揚水発電について(意見等)

関西電力の申請内容

- 今回申請においては、揚水発電電力量は17億kWh(H27年度)であり、前回認可の8億kWh(H25～27年度3年平均)から、9億kWh増大させている。

主な意見

《電気料金審査専門小委員会》

- 揚水についても、自社の揚水を使用せざるを得ないという事実があるとしても、自社の石油でポンプアップするコストを丸ごと認めることが良いかという論点がある。他社から調達ができる可能性がある場合には、そのコストを査定する可能性もある。
- 石炭や揚水について、メリットオーダーを徹底しているという説明があったが、電力会社はちゃんとやっていると言わないと思うので、委員会としてしっかり確認する必要がある。
- 揚水については、自社管内ですべて賄おうとすると使わざるを得ないとなるが、外から買ってくる方が安いなら活用すべき。査定案を出した上で、連系線がつまっていた無理とか、他社依存がここまでいくと安定供給上問題とか、反論があれば、その分を修正する必要がある。他社から買ってこられない理由があれば具体的に説明して欲しい。自社で全て賄わないと不安、という抽象的な理由では納得出来ないので、丁寧に説明いただきたい。

消費者庁チェックポイント

【燃料費、購入電力料等】

- ②メリットオーダーを徹底するための方策について、石炭のほかLNG、原油、水力及び再生可能エネルギーについて明確に説明しているか。

3. (1)揚水発電について(論点)

- 関西電力は、供給力の想定に当たって、まず自社電源である揚水発電の最大限の活用を織り込んだ上で、なお不足する供給力について、他社からの購入を織り込んでおり、結果として、揚水発電の電力量が大幅に増加している。
- しかしながら、メリット・オーダーの徹底、ひいては需要家負担の最小化という観点からは、自社電源のみならず、他社調達も含め最も安価な電源から最大限活用すべきであり、関西電力においては、自社の揚水発電より安価な他社からの調達をまず最大限追求することを求めるべきではないか。
- このため、少なくとも、揚水発電による発電電力量の増分(前回認可発電量からの増分)については、他社から購入すると考え、今回の申請に織り込んでいる揚水発電の増分に係る費用と、当該電力量を他社から購入した際の費用の差を、料金原価から減額すべきではないか。
- その際、他社から購入した際の費用については、どのように考えれば良いか。

3. (1)揚水発電について(参考①)

第20回 電気料金審査専門小委員会 資料7-3 (関西電力資料)

【参考8-1】 前回改定時の年度別データ (自社水力)

21

(単位 : 億kWh)

		前回				今回 (H27) ②	差引 ②-①
		H25	H26	H27	3カ年平均 ①		
自流式	可能発電量	120	120	121	120	120	0
	計画停止	▲6	▲5	▲3	▲5	▲2	+3
	計画外停止	▲3	▲3	▲3	▲3	▲4	▲1
自流式計		110	112	114	112	114	+2
貯水池		13	13	12	12	12	0
小計		123	124	126	125	126	+2
揚水		8	7	8	8	17	+9
合計		132	131	135	133	143	+11

注) 四捨五入の関係で合計、差引が一致しない箇所がある

3. 供給力想定・メリットオーダー (2) 石炭火力発電について

3. (2)石炭火力発電について(意見等)

関西電力の申請内容

- 今回申請においては、石炭火力発電電力量は118億kWh(H27年度)であり、前回認可の121億kWh(H25～27年度3カ年平均)から、4億kWh減少(今回申請の補修日数は166日であり、前回認可の149日から17日間増大)させている。

主な意見

〈電気料金審査専門小委員会〉

- 石炭火力が減っていることについては、安定供給を目指した結果で認めないということは難しいかもしれない一方で、本当は前の年度やらなければならなかったものを先延ばししているときに料金として認めて良いかということが一般論としてある。また変分改定の趣旨に鑑みて、その期間内の変更をそのまま認めて良いかという問題がある。
- 石炭や揚水について、メリットオーダーを徹底しているという説明があったが、電力会社はちゃんとやっていると言わないと思うので、委員会としてしっかり確認する必要がある。
- 石炭火力の発電量が減っていることについて、もう少し見る必要がある。定検が27年度に偏っているのは、関電の努力が及ばないことなのか、少し先に延ばせるものはないのか。
- 石炭の定検はバツサリ切ることも原理的にはあり得るが、需給が厳しかったため、対策として繰延べてきたことは事実で、因果関係がないとは言い切れない気がする。そうすると詳細を見ないといけない。批判もあろうが、一定程度は受け入れざるを得ないことになるかもしれない。
- 石炭火力の定検について、固有の修繕は安全性の問題であり、事業者の判断が最大限尊重されるべきであるが、平成25年度からの3年間の中でいつどう動かすかは全体として経営のジャッジメントであるのではないか。原発が動かなかったことが影響していることは理解できるが、そのような状況を踏まえていつ修繕を計画するかは経営裁量、ビジネス・ジャッジメントであると考える。
- 単純に定検を遅らせられるかどうかということではなく、全体像として見たときに、全てが社会的経済的事情により無条件で事業者に帰責できないものであるとすることは、腑に落ちない。

〈公聴会〉

- なぜ石炭発電や他の同等程度のコストの安い発電をしないのか。
- 石炭火力やLNGによる燃料費の改善についてもきちんと話はしていただきたいが、これらの対応についてこの4年間で関電は非常に遅れている。それは怠慢と言われても仕方が無い。

3. (2)石炭火力発電について(意見等)

消費者庁チェックポイント

【燃料費、購入電力料等】

- ②メリットオーダーを徹底するための方策について、石炭のほかLNG、原油、水力及び再生可能エネルギーについて明確に説明しているか。

3. (2)石炭火力発電について(論点)

- 原子力発電所の再稼働時期が前回認可時の想定よりも遅れ、供給力の確保が求められる中、石炭火力発電所の定期点検の繰り延べについては、やむを得ないところも認められる。他方、どのタイミングで補修を行うかは事業者による経営判断であり、定期点検の繰り延べが、結果的に今般の電気料金の値上げ要因となることに関して、その全てが無条件に事業者には帰責できないものである、とは認められないのではないか。
- 補修日数について、確認したところ、平成25年度、平成26年度の実績は、いずれも計画値を大きく下回る中、今回織り込んでいる平成27年度の計画値が過去の実績に比して突出して大きくなっていること、その結果として、平成25～27年度の3カ年平均で見れば当初想定を下回る補修日数となるにも関わらず、料金算定上は需要家に大きな追加負担を強いることとなってしまうこと等を踏まえれば、補修工程の効率化など、もう一段の努力を求めることとし、今回の供給力想定においても、少なくとも前回認可と同じ水準の石炭火力発電量を織り込むべきではないか。

3. (2)石炭火力発電について(参考①)

第20回 電気料金審査専門小委員会 資料7-3 (関西電力資料)

【参考5】 火力発電電力量・火力燃料消費数量について

18

(単位：億kWh)

	前回				今回 (H27) ②	差引 ②-①
	H25	H26	H27	3カ年平均 ①		
火力発電電力量	870	857	850	859	986	+127
石油	270	226	184	227	302	+76
LNG	485	515	532	511	566	+55
石炭	115	116	134	121	118	▲4

(単位：千kl,千t)

石油系 (千kl)	6,085	5,106	4,160	5,117	6,770	+1,653
重油	302	253	198	251	304	+53
原油	5,963	5,004	4,085	5,017	6,667	+1,650
LNG (千t)	7,213	7,216	7,391	7,273	7,823	+550
石炭系 (千t)	3,751	3,777	4,355	3,961	3,853	▲108
石炭	3,706	3,732	4,310	3,916	3,808	▲108
ペレット	60	60	60	60	60	0

注) 石油系は重油換算数量、石炭系は石炭換算数量で表記

注) 四捨五入の関係で合計、差引が一致しない箇所がある

3. (2)石炭火力発電について(参考②)

第20回 電気料金審査専門小委員会 資料7-3 (関西電力資料)

【参考8-3】 前回改定時の年度別データ (火力補修日数)

23

(日)

	前回				今回 (H27) ②	差引 ②-①
	H25	H26	H27	3か年平均 ①		
石炭計	178	181	87	149	166	+17
LNG(コンバインド)計	574	330	468	458	375	▲83
LNG(従来型)計	256	294	213	254	255	+1
石油計	162	948	733	614	472	▲142

注) 姫路第二コンバインド機は、設備更新工事の更なる前倒しにより稼働日数が前回と今回で異なるため、別計上

【姫路第二コンバインド機 平成27年度補修日数と運転日数】

	前回 ①	今回 ②	差引 ②-①
運用日数(A) ^{※1}	2,135	2,196	+61
補修日数(B)	310	323	+13
運転日数(A)-(B)	1,825	1,873	+48

※1 営業運転開始からの日数
3月1日営業運転開始の場合、運用日数は31日

3. 供給力想定・メリットオーダー (3) 水力発電について

3. (3)水力発電について(意見等)

関西電力の申請内容

- 水力発電については、一般水力と揚水式に分類され、一般水力は、河川からの流入に対するダム調整能力等により自流式と貯水池式に分類される。
- 自流式の計画発電電力量については可能発電電力量から計画停止電力量、計画外停止電力量による減少分を控除して算定されるが、今回申請においては、前回認可時の想定に比べ、前回計画以降の発電機トラブルや至近年のゲリラ豪雨の増加等により、計画外停止を増加させ、その分発電電力量を減少させている(▲1億kWh:前回▲3億kWh→今回申請▲4億kWh)。

主な意見

《国民の声》

- 水力発電の発電量を増やせば赤字も減らせる。不確定要素が多く、発電経費の削減額を算定することは困難であるが、火力発電経費を減らせるとすれば、大幅な赤字解消になるのではないかと考える。
- 関西電力は、水力発電量を増やすため、あらゆる努力をすべきである。全ての発電所について点検を行うべきと考慮する。

消費者庁チェックポイント

【燃料費、購入電力料等】

- ②メリットオーダーを徹底するための方策について、石炭のほかLNG、原油、水力及び再生可能エネルギーについて明確に説明しているか。

3. (3)水力発電について(論点)

○ 事業者の自助努力の及ばない電源構成の変化によるものと認められない(原発の再稼働の遅れとの因果関係は認められない)ため、計画外停止の増加は認めないこととすべきではないか。

3. (3) 自流式水力発電について(参考)

第20回 電気料金審査専門小委員会 資料7-3 (関西電力資料)

3. 自社水力の取り組みについて

3

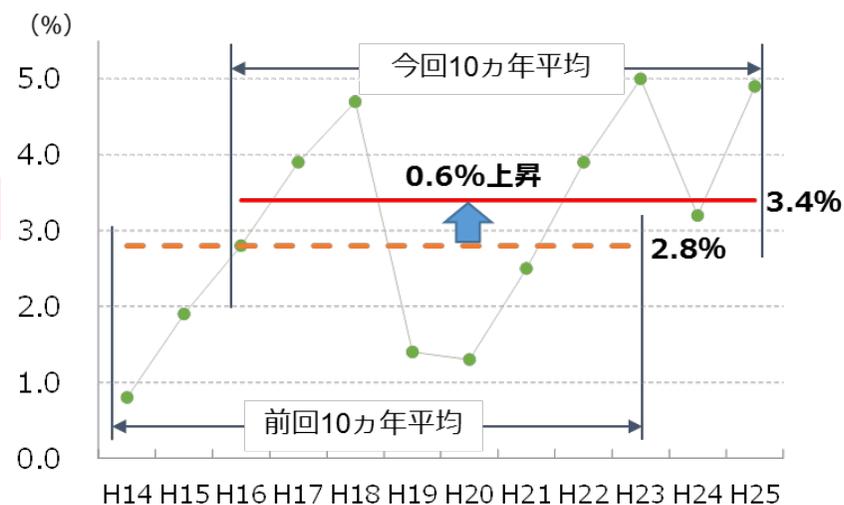
- 設備保安上必要な補修は実施しつつも、設備毎に劣化診断を行い、
 - ・機器取替周期の延伸
 - ・水車発電機オーバーホール周期の延伸
 - ・土木設備の点検周期延伸
 により補修量を削減し、計画停止を低減することで、安価で環境特性に優れる水力発電量の増加を織り込んでおります。
- 一方、至近年のゲリラ豪雨の増加や台風被害の発生により、計画外停止については、増加する結果となっております。

<水力発電電力量の今前回比較>

(単位：億kWh)

		前回平均 ①	今回 ②	差引 ②-①
自流式	可能発電量	120	120	0
	計画停止	▲5	▲2	+3
	計画外停止	▲3	▲4	▲1
自流式計		112	114	+2
貯水池		12	12	0
小計		125	126	+2
揚水		8	17	+9
合計		133	143	+11

<採録期間の差による計画外停止率の今前回比較>



注) 四捨五入の関係で合計、差引が一致しない箇所がある

3. 供給力想定・メリットオーダー (4) 新エネルギーについて

3. (4)新エネルギーについて(意見等)

関西電力の申請内容

- 今回申請において、至近実績を踏まえて織り込んでいるが、前回認可時の電力量の想定に比べ、太陽光発電やバイオマスについては増加しているものの、風力発電や廃棄物発電については、それぞれ、申込事業者事由による計画の中止があったことや、売電主体の入札の結果、契約の切替えがあったことにより、減少させている。

(風力発電: ▲1億kWh: 前回3億kWh→今回申請2億kWh、廃棄物発電: ▲4億kWh: 前回5億kWh→今回申請1億kWh)

主な意見

《電気料金審査専門小委員会》

- 風力の伸びが悪いが、風力を積極的に取り入れるための取組をしているのか。
- 再エネについて、平成27年度には難しいという説明であるが、中長期的に増やしていくという話が欲しい。

《公聴会》

- 再エネについて、日本のポテンシャルはドイツに比べてはるかに大きい。自然エネルギーこそが我が国の成長をもたらす。
- 再生可能エネルギーに軸足を移せば、再生可能エネルギーの価格をさらに低下させ、安い電気料金をめざすことの展望が見えてくる。

《国民の声》

- 再生可能エネルギーの普及拡大で、電気料金引値下げは可能であると考えます。普及拡大のためにも、貴社のもつ発送電分離を早め、送配電網の全国的統合・公的管理で送配電網整備・再生可能エネルギーの優先拡大を図るべきだと考えます。
- 再生可能エネルギーを電力供給に最大限位置付けることを求めます。
- 安易に値上げ申請を行うのではなく、再生可能エネルギーをはじめとする電源構成の多様化をすすめ、そのバランスを調整するなどのリスク軽減策を持つべきです。

消費者庁チェックポイント

【燃料費、購入電力料等】

- ②メリットオーダーを徹底するための方策について、石炭のほかLNG、原油、水力及び再生可能エネルギーについて明確に説明しているか。

3. (4) 新エネルギーについて(論点)

- 事業者の自助努力の及ばない電源構成の変化によるものと認められない(原発の再稼働の遅れとの因果関係は認められない)ため、風力発電、廃棄物発電の発電電力量の減少は認めないこととすべきではないか。

3. (4)新エネルギーについて(参考)

第20回 電気料金審査専門小委員会 資料7-3 (関西電力資料)

5-2. 新エネルギーの受電電力量について

11

- 太陽光発電については、固定価格買取制度の導入に伴い、至近年で大幅に増加しており、今回の申請原価においては、その増加傾向を反映しております。
- 一方、風力発電については、新規の連系計画の取り止めなどにより、また廃棄物発電については、入札による新電力への供給切替により、それぞれ前回から減少しております。
- この結果、受電電力量全体では、前回認可時から22億kWh程度、増加しております。

(単位：億kWh)

	前回 (H25-27平均) ①	今回 (H27) ②	差引 ②－①
太陽光	8	33	+25
風力	3	2	▲1
廃棄物発電	5	1	▲4
バイオマス	2	3	+1
合計	18	40	+22

注) 四捨五入の関係で合計、差引が一致しない箇所がある

3. 供給力想定・メリットオーダー (5) 他社購入電力について

3. (5) 他社購入電力について(意見等)

関西電力の申請内容

- 他社から購入する電力量については、以下のとおり、メリットオーダーの考え方等に基づき算出している。
 - ・他社水力については、過去の実績を踏まえた標準的な供給電力量から、補修計画などによる減少分を控除し、受電電力量を算定している。
 - ・他社火力(IPPを含む)については、現行契約・実績等に基づき、経済性や補修計画等を考慮のうえ受電電力量を算出している。
 - ・他社原子力については、前回同様、日本原子力発電(株)敦賀1号機・2号機からの受電電力量は織り込んでいない。
 - ・また、卸電力取引所取引については、これまでの電気料金審査専門小委員会での査定方針を踏まえ、売りと買いそれぞれについて約定量、約上額を想定し、原価に織り込んでいる。

主な意見

《公聴会》

- 他社からの電力購入単価があまりにも高い。卸電力取引所の購入単価も関電の平均発電単価と比べて高い。いつ、どこで、どのような会社からどれだけこんなに高い単価で買おうとしているのか。交渉に不利だから公表できないというが、明らかにしなければ、経済産業省においても査定のしようがないのではないか。

《国民の声》

- 他社などからの購入電力量が、121億キロワット増加するため、購入費用が2154億円増加するとしているが、2013年認可時の関西電力の試算では、電力購入の他社購入単価は10.10円とされているにもかかわらず、今回の購入単価は18.78円となっており、955億円高く買っていることになる。

消費者庁チェックポイント

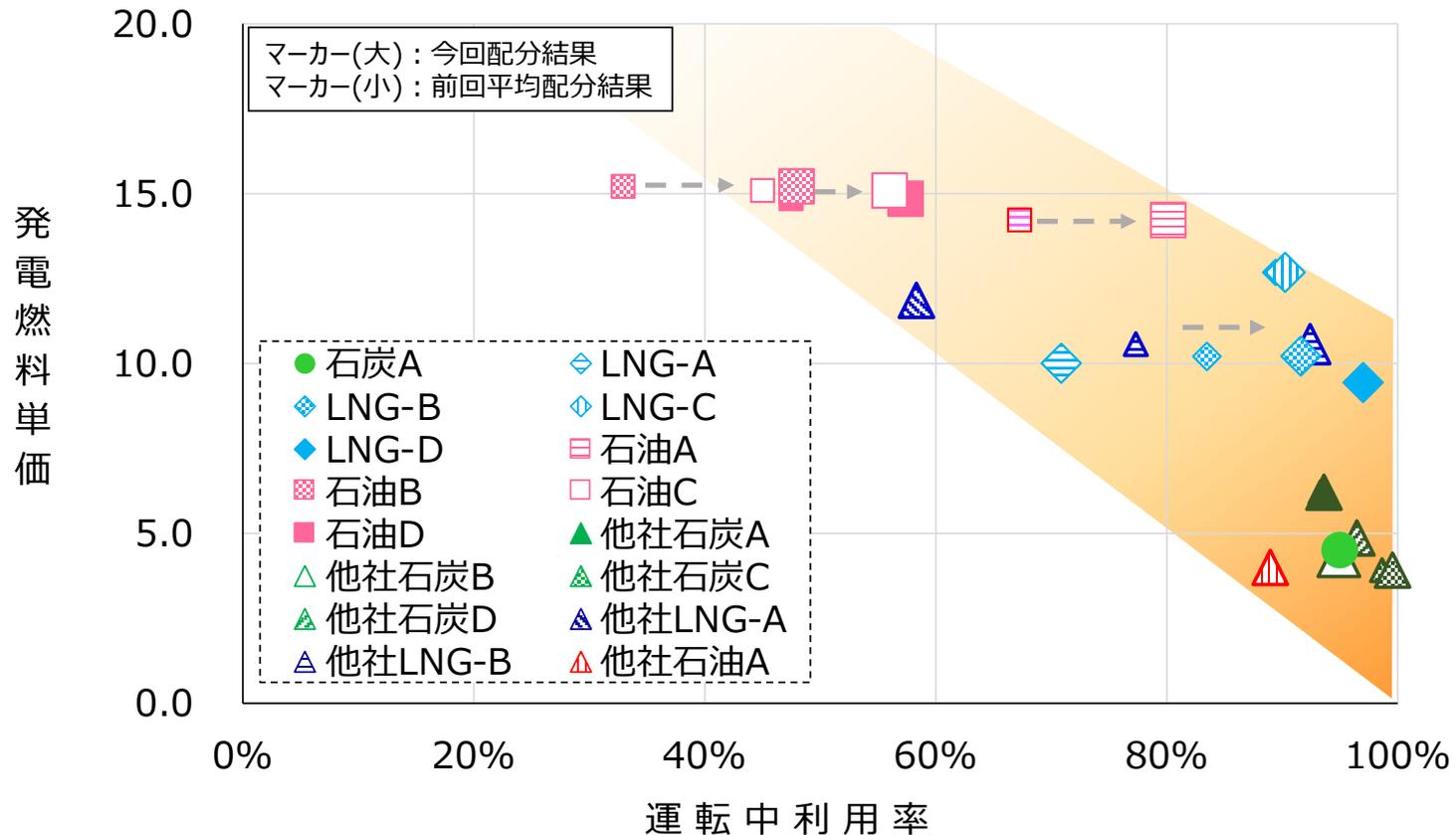
【燃料費、購入電力料等】

- ③ 自社電源も含めて他社から購入する電力量の算定に当たり、メリットオーダーを徹底していることを明確に説明しているか。

- 他社購入電力の一部において、近年の計画電力量と実績電力量とを比較し、恒常的に実績電力量の方が上回っているものについて、その理由を確認した上で、合理的な理由がない場合には、安価な電源を最大限活用するという観点から、至近の実績を踏まえて再算定した計画電力量を織り込むべきではないか。

(参考) メリットオーダーによる供給電力量の配分結果について

○発電燃料単価の安い火力機を最大限活用するメリットオーダーの考え方に基づき、供給電力量を配分した結果、前回と同様に燃料単価の安い石炭およびLNGは可能な限り高稼動となっており、さらに石油火力の稼動が大きく上昇しております。



【参考7】 他社電源の供給力算定方法について

20

- 水力：電源開発(株)および公営
 - ・事業者からのヒアリングにもとづき、過去の実績を踏まえた標準的な供給電力量（自社水力の平均可能電力量に相当）から、補修計画などによる減少分を控除し、受電電力量を算出。
- 火力：電源開発(株)およびIPPなど
 - ・現行契約・実績等にもとづき、経済性や補修計画等を考慮のうえ受電電力量を算出。
- 原子力
 - ・前回同様、日本原子力発電(株)敦賀1号機・2号機からの受電電力量は織込んでおりません。
- 融通（一般電気事業者からの電気の購入）
 - ・原資となる電源種別により上記と同様に算出

- 取引所取引
 - ・今回の料金原価算定に際し、これまでの電気料金審査専門小委員会での査定方針を踏まえ、以下の通り想定。
 - ① 電気の安定供給に必要な予備力を確保した上で、各月毎の代表日のメルットオーダーにもとづいた需給バランスを作成し、
 - ② 稼動中及びバランス停止中のユニット毎の限界費用^{※1}を、売りと買いそれぞれについて算定した上で、
 - ③ 過去実績の約定価格^{※2}（365日×48コマ）とコマ毎にマッチング^{※3}させた場合の売り・買い入札に係る約定量、約定額を想定し、原価に織り込み。

※1 限界費用については、平成27年度における各月毎の代表日（平日および休日）の需給バランスに基づきユニット毎に算定。

※2 市場価格については、平成25年度下期および平成26年度上期における卸電力取引所取引の約定価格実績を使用。

※3 マッチングにあたっては、実運用に即した方法とするための約定価格補正等を考慮。

4. 火力燃料費

関西電力の申請内容

各燃料の数量変動分の原価織込に係る費用は、前回改定時(平成25年4月2日認可)の認可単価を基本とした単価に数量を乗じて算定した費用から算定している。なお、石油系及び石炭系については購入費用から消費費用を算定しているが、LNGについては消費費用を直接算定している。単価に係る考え方については以下のとおり。

○石油系

- ・重油 → H24/7～9月の国産重油の市場価格※等を基に算定し織込
 ※LSC重油(S分0.3%), HSC重油(S分3%)のチャンピオン価格をもとにS分別の価格を算定
- ・原油 → H24/7～9月調達分の価格を算定する際に用いた指標銘柄の市場価格※を基に算定したFOB価格に船代等を加え織込
 ※低硫黄原油であるミナス原油、ブレント原油等の価格

○LNG

- ・一部数量に天然ガス価格リンクを反映した前回認可消費単価を基に織込
 ※前回認可時に各プロジェクト毎の査定後単価等を非公表としているため前回認可消費単価から算定

○石炭系

- ・石炭 → H24/7～9月における国別の全日本通関CIF価格等を基に算定し織込
- ・木質ペレット → 前回改定時の契約価格を基に算定し織込

主な意見

《電気料金審査専門小委員会》

- 最大限の価格低減交渉を行っていきとしているが、当然、原油価格がこれだけ下がっていれば、交渉というものは全く変わった局面になる。未契約のもの、価格交渉が可能なものなど、価格については、昨今の大きな変化を踏まえて査定していくべき。
- 収入と費用が一致するのは能率的な経営をしている前提の下であり、単価についてはトップランナー査定のように、増分のものについては、最も効率的に購入した額での査定は入る。
- 原価に織り込む価格が必然的に前回認可単価となるのではなく、効率化努力を踏まえた適正な原価を審査することは省令とも整合的というところがポイントと思う。
- 燃調はもう随分議論が出たので、これからもう少し具体論を整理していくということと思うが、二重削減がないようによく見ていきたい。

4. 火力燃料費について(意見等)

主な意見

《公聴会》

- 火力燃料費、購入電力料についてはだれもが納得できるデータが示されなければならない。
- 原油価格が半値に暴落しています。常識的に考えて燃料費の高沸が今回の料金値上げの根拠になっているとは思えません。具体的な根拠を明らかにしてもらいたい。
- 火力発電のための燃料費がかさみ経営を圧迫しているというが、去年の急激な原油安の割合は非常に大きいものであり、値上げ割合が現行よりも圧縮することは可能なのではないか。

《国民の声》

- 原油価格の大幅下落を、燃料費調整制度を通じて、すみやかに電気料金に反映させるとを求めます。また、今回の再値上げの根拠となっている燃料費や他の電力会社からの購入・販売電力料の算定にあたっては、原油価格の大幅下落を踏まえて検討するよう求めます。
- 燃料費が増大し、経営が困難に直面している事実は理解できる。しかし、電気料金値上げを受ける需要家も同様に経営が困難に直面していることも事実であり、需要サイド供給サイド共に大きく身を切る経営努力が必要であることは明らかである。
- 電源構成変分認可制度では、原油価格等や為替レートは前回査定条件のまま適用するとのことですが、至近の大幅に下落した原油価格とは条件に違いがありすぎます。関西電力は燃料価格の変動は「燃料費調整」で価格に反映させると言われますが、原油価格は燃料費に関わるコスト全体の見直しに影響するものであるため、至近の価格変動を踏まえた査定をするのが正論であると考えます。
- 東京電力と中部電力は共同で液化天然ガスの国際入札を実施し、LNGを競争入札で従来の半分程度の価格で調達する予定。他電力会社やガス事業者等大手業者と燃料の共同仕入れを行いスケールメリットを活かし、燃料代をさらに安く仕入れること。

消費者庁チェックポイント

【燃料費、購入電力料等】

- ②メリットオーダーを徹底するための方策について、石炭のほかLNG、原油、水力及び再生可能エネルギーについて明確に説明しているか。
- ④燃料費、購入電力料の単価引下げの努力は徹底されているか。他企業との燃料の共同調達など、抜本的な取組を行っているか。
- ⑦今般の値上げ申請による料金の値上げ額と、燃料費調整制度に基づく料金の調整額との関係を明確に説明しているか。また、消費者に対して分かりやすく情報提供を行っているか。

4. 火力燃料費について(論点)

- 昨今、原油価格が大幅に下落している点に留意し、まず、燃料費調整制度を通じて、事業者の効率化努力の及ばない市況及び為替レートの変動については、月々の電気料金に適切に反映されることとなることを確認した。(ただし、燃料価格の変動が燃料費調整制度を通じて電気料金に反映されるまでに3~5カ月程度を要するなど、タイムラグが生じることに留意する必要がある。)
- その上で、今般の申請が短期間での再値上げ申請であり、需要家の負担を抑制する観点から、最大限の効率化が求められる中、前回認可単価を織り込んでいること等に鑑みれば、燃料調達価格について、市況・為替レートの変動幅に見合った自動補正を超えた、もう一段のコスト削減努力を求めるべきはないか。
- 具体的には、各種燃料(石油、LNG、石炭)の追加調達単価について、報告徴収を行った上で、いわゆるトップランナー価格をベンチマークとして効率化努力を求めるべきではないか。
- なお、その際には、燃料費調整制度を通じた還元と重複する部分がないよう留意するべきではないか。

4. 火力燃料費について(参考①)

第22回 電気料金審査専門小委員会 資料5 (事務局資料)

【指摘事項5】 1. 燃料費調整制度とは

8

【電気料金の仕組み】

家庭向けを含む規制需要家に適用される電気料金は、

- ①将来の合理的な期間における総括原価を基に算定される料金(基本料金+従量料金)と、
 - ②それとは別に算定される料金(燃料費調整額、再エネ賦課金)
- から構成される。

電気料金 = 基本料金 + 従量料金

総括原価を基に算定

± 燃料費調整額 + 再エネ賦課金

総括原価を基に算定される料金とは別に、
燃料価格の変動に応じて、月々の電気料金
に自動的に反映(増額または減額)

【燃料費調整制度とは】

- 燃料費調整制度とは、燃料(原油、LNG、石炭)価格の変動に応じて、月々の電気料金を自動的に調整(増額または減額)する制度。
- 事業者の効率化努力の及ばない市況や為替レートの変化の影響を外部化することによって、事業者の経営効率化の成果を明確にし、経済情勢の変化を出来る限り迅速に料金に反映させると同時に、事業者の経営環境の安定を図ることを目的とし、平成8年に導入。

4. 火力燃料費について(参考②)

【指摘事項5】2. 燃料費・購入電力料に係る論点

9

【燃料費調整と効率化努力】

- 効率化努力の及ばない市況及び為替レートの変動については、燃料費調整制度を通じて、月々の電気料金に自動的に反映されることとなる。
- これとは別に、事業者の効率化努力によって、(総括原価を基に算定される料金の原価としての)燃料費等を削減することが可能。

※省令(一般電気事業供給約款料金算定規則)では、電源構成変分認可制度に基づいて申請を行う事業者の基準平均燃料価格は、当初認可(総洗替による認可)を受けた料金の認可申請日の直近3ヶ月分の円建て貿易統計価格の平均値により算定することとされている。原価に織り込む価格が必然的に前回認可単価となるという趣旨ではなく、効率化努力を踏まえた適正な原価を審査することは、省令とも整合的。

これを踏まえ、以下の点を中心に審査を行うべきではないか。

- まず、今般の関西電力の申請について、燃料費調整制度の対象となっている範囲を正確に把握する必要がある。言い換えれば、増分原価(燃料費・購入電力料)のうち、どれだけが燃料価格の変動に応じて、自動変動することとなるのか、確認する必要がある。
特に、購入電力料については、どの程度、燃料価格の変動に応じて、電気料金が自動的に調整されることとなるのか。
- 燃料費調整制度の対象となっている部分については、北海道電力の申請に係る査定方針と同様、さらなる調達の効率化努力の余地がないか、確認する必要がある。特に、今般の申請が、短期間での再値上げ申請であり、需要家の負担抑制の観点から、最大限の効率化が求められること等に鑑みれば、市況・為替レートの変動幅に見合った自動補正を超えた、もう一段のコスト削減努力が求められる。
その際、燃料費については、市況が大きく変化する中で、新たな効率化努力の可能性が生じていることも考慮しつつ、いわゆるトップランナー価格をベンチマークとすることが一つの選択肢として考えられるのではないか。
- 燃料費調整制度の対象となっていない部分については、燃料価格の変動が自動的に電気料金に反映されることとはならないことに鑑みれば、昨年来の原油価格の下落を、原価に反映する必要があるのではないか。

4. 火力燃料費について(参考③)

第21回 電気料金審査専門小委員会 資料6-1 (関西電力資料)

1. 火力燃料費の算定結果

11

○電源構成変分認可制度に基づき、発受電電力量の構成変化に伴う燃料消費数量の変動を反映して算定しております。

(燃料価格については前回認可内容に基づき算定)

○原子力利用率低下に伴う火力発電所の発電電力量増加などの影響により、火力燃料費は前回に比べ1,579億円増加しております。

(単位：億円、億kWh、円/kWh)

	①前回 (H25-27平均)			②今回 (H27)			差引 (②-①)		
	金額	発電 電力量	単価	金額	発電 電力量	単価	金額	発電 電力量	単価
火力	9,023	859	10.51	10,602	986	10.75	1,579	127	+0.24
石油系	3,379	227	14.90	4,452	302	14.72	1,073	76	▲0.18
LNG	5,173	511	10.12	5,688	566	10.05	516	55	▲0.07
石炭系	472	121	3.89	462	118	3.92	▲10	▲4	+0.03

※四捨五入の関係で合計等が一致しない場合がある。(以降のページも同様)

(単位：億kWh、%)

原子力発電電力量 (利用率)	2 9 6 億kWh (34.5%)	5 6 億kWh (6.6%)	▲ 2 3 9 億kWh (▲27.9%)
-------------------	-----------------------	--------------------	---------------------------------

5. 購入・販売電力料

(1) 他社短期調達(供給力対策)の活用について

5. (1) 他社短期調達(供給力対策)の活用について(意見等)

関西電力の申請内容

- 購入電力料のうちの「卸電力取引所等(取引所・自家発・他社短期調達等)」については、今回申請(H27)と前回(H25～H27)の差引で、増分電力量を119億kWh、増分金額にして1,971億円(増分平均単価は2.69円/kWh)を申請している。
- このうち「他社短期調達(供給力対策)^(注)」については、今回申請(H27)と前回(H25～H27)の差引で、増分電力量を約84億kWh(平均単価は前回認可単価と同じ)が織り込まれていることを確認した。

(注)他社短期調達は、申請時点では供給先が未定(未契約)であるものの、自社原子力発電所が稼働しないなど需給状況が厳しい期間において、供給力対策として他社から購入を見込んでいるもの。

主な意見

《電気料金審査専門小委員会》

- 第20回電気料金審査専門小委員会資料5スライド14にあるとおり、原子力が落ちて火力が増え、結果3240億円増えている。そのうち燃料費が1420億円で、購入電力料が2154億円、販売電力料も増えたので、結果として購入・販売電力料が1951億円ということだが、燃料費は自社の原子力が動かないことによるものだが、購入電力料の方は他社の原子力から買えなくなったからなのか。
- 最大限の価格低減交渉を行っていきとしているが、当然、原油価格がこれだけ下がっていけば、交渉というものは全く変わった局面になる。未契約のもの、価格交渉が可能なものなど、価格については、昨今の大きな変化を踏まえて査定していくべき。
- 第21回電気料金審査専門小委員会資料6-2スライド8について、「80%」の意味を教えてください。増分の契約のみを対象としているか。増分のうち、燃調の対象になっているもの、なっていないものについて、契約ひとつひとつを示していただきたい。その部分については、原油価格の下落を踏まえて、市況を反映した査定を行うことになる。

《公聴会》

- 他社からの電力購入単価があまりにも高い。卸電力取引所の購入単価も関電の平均発電単価と比べて高い。いつ、どこで、どのような会社からどれだけこんなに高い単価で買おうとしているのか。交渉に不利だから公表できないというが、明らかにしなければ、経済産業省においても査定のしようがないのではないか。

《国民の声》

- 原油価格の大幅下落を、燃料費調整制度を通じて、すみやかに電気料金に反映させるとを求めます。また、今回の再値上げの根拠となっている燃料費や他の電力会社からの購入・販売電力料の算定にあたっては、原油価格の大幅下落を踏まえて検討するよう求めます。

消費者庁チェックポイント

【燃料費、購入電力料等】

- ③ 自社電源も含めて他社から購入する電力量の算定に当たり、メリットオーダーを徹底していることを明確に説明しているか。
- ④ 燃料費、購入電力料の単価引下げの努力は徹底されているか。他企業との燃料の共同調達など、抜本的な取組を行っているか。
- ⑥ 購入電力料に関して、最近の原油価格下落による費用削減効果を原価に適切に織り込んでいるか。
- ⑦ 今般の値上げ申請による料金の値上げ額と、燃料費調整制度に基づく料金の調整額の間を明確に説明しているか。また、消費者に対して分かりやすく情報提供を行っているか。

5. (1) 他社短期調達(供給力対策)の活用について(論点)

- 火力燃料費と同様に、燃料費調整制度を通じて、事業者の効率化努力の及ばない市況及び為替レートの変動については、月々の電気料金に適切に反映されることとなることを確認した。(ただし、燃料価格の変動が燃料費調整制度を通じて電気料金に反映されるまでに3~5カ月程度を要するなど、タイムラグが生じることに留意する必要がある。)
- その上で、今般の申請が短期間での再値上げ申請であり、需要家の負担を抑制する観点から、最大限の効率化が求められる中、前回認可単価を織り込んでいること等に鑑みれば、市況・為替レートの変動幅に見合った自動補正を超えた、もう一段のコスト削減努力を求めるべきはないか。
- このため、他社短期調達の電力量の増加分については、前回認可時の単価に、更なる効率化努力を求め、これを料金原価から減額すべきではないか。
- 「更なる効率化努力」としては、例えば、以下の方法が考えられるのではないか。
 - ① 一定の削減率での効率化努力を求める。
 - ② 他の電力会社の調達実績を踏まえた価格での調達努力を求める。

2. 購入電力料の算定概要

2

- 原子力再稼働遅延に伴い、卸電力取引所や自家発電等からの購入が大幅に増加しております。
- 卸電力取引所取引については、これまでの査定方針を踏まえたマッチングシミュレーションに基づき算定しております。
- 新エネルギーについては、至近状況を踏まえ電力量を想定すると共に、回避可能単価の見直しを反映しております。

(億kWh、億円、円/kWh)

	前回 (H25-27平均)			今回 (H27)			差引 (今回-前回)			主な増減理由	
	電力量	金額	単価	電力量	金額	単価	電力量	金額	単価		
地帯間購入電力料 (他の電力会社からの購入)	8	191	23.77	7	161	23.10	▲1	▲29	▲0.67	一部契約の受電減少	
(電力会社以外からの購入) 他社購入電力料	卸電気事業者 (電源開発・日本原電)	125	1,276	10.17	127	1,284	10.12	1	8	▲0.05	
	卸供給事業者	124	1,167	9.45	117	1,110	9.49	▲6	▲57	0.04	一部契約がH25年度で契約満了となること等
	卸電力取引所等 (取引所・自家発電・他社短期調達等)	33	432	13.17	152	2,402	15.86	119	1,971	2.69	再稼働遅延による取引所・短期調達の増加等
	新エネルギー	18	154	8.48	40	416	10.42	22	262	1.94	太陽光の普及拡大、回避可能単価の上昇等
	合計	300	3,030	10.10	435	5,213	11.97	135	2,183	1.87	
購入電力料計	308	3,220	10.46	442	5,374	12.15	134	2,154	1.69		

※購入電力料は電源費のみを計上しています(送電費は含んでいません)。

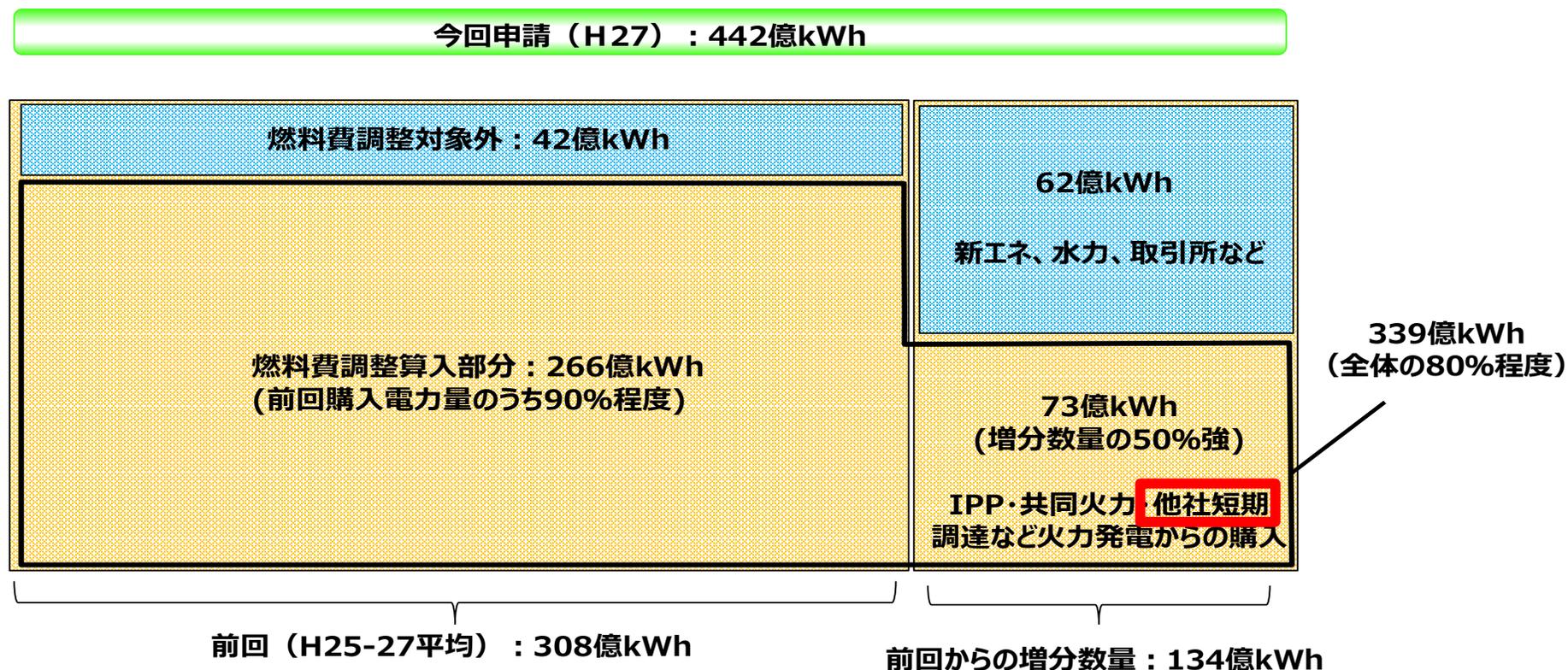
※電力量には、RPS法に基づく新エネルギー等電気相当量(RPSクレジット)取引に関わる電力量は含んでいません。

※四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

購入電力量における燃料費調整の対象比率【指摘事項7】

16

- 今回申請している購入電力量のうち、80%程度は燃料費調整制度に組み込んでおります。
- なお、今回の申請に当たっては、燃料費調整に組み込んでいない新エネや取引所取引の増加等を反映しているため、前回からの増分数量における燃料費調整の対象比率は50%強です。



5. 購入・販売電力料

(2) 卸電力取引所取引の活用について

5. (2)卸電力取引所取引の活用について(意見等)

関西電力の申請内容

- 卸電力取引所の活用については、これまでの電気料金審査専門小委員会での査定方針を踏まえ、以下のとおり想定している。
 - ① 電気の安定供給に必要な予備力を確保した上で、各月毎の代表日のメリットオーダーにもとづいた需給バランスを作成し、
 - ② 稼動中及びバランス停止中のユニット毎の限界費用^{※1}を、売りと買いそれぞれについて算定した上で、
 - ③ 過去実績の約定価格^{※2}(365日×48コマ)とコマ毎にマッチング^{※3}させた場合の売り・買い入札に係る約定量、約定額を想定し、原価に織り込み。
 - ※1 限界費用については、平成27年度における各月毎の代表日(平日および休日)の需給バランスに基づきユニット毎に算定。
 - ※2 市場価格については、平成25年度下期および平成26年度上期における卸電力取引所取引の約定価格実績を使用。
 - ※3 マッチングにあたっては、実運用に即した方法とするための約定価格補正等を考慮。

主な意見

《電気料金審査専門小委員会》

- 取引所取引についても、燃調の対象となっていないと理解しており、同じ考え方で査定を行うことになる。コストの構造がこれだけ劇的に変化した状況で前回と同じシミュレーションのやり方が正しいかどうかは議論の余地がある。当然、供給側のコストの構造も大きく変わる。関電のシミュレーションは承るが、限界費用が大きく下がることを前提とした査定をしなければならない。電力会社の行動が料金の発想を引きずっているとすれば、3か月とか6か月とか遅れて反応することになるが、値上げを行うのは来年度以降の話なので、足下で効果が出ていなくてもその頃には市場価格が下がってくることを想定して、きちんと査定する必要がある。本当に取引所が競争的な市場なのか、100%の確信は持てないため、ストレートに適用して良いかは議論しなければならないが、選択肢の1つとしては限界費用が下がれば価格も下がるはずという考え方で査定をすべき。
- 第22回電気料金審査専門小委員会資料6スライド17については、原油価格が下がったことを反映して燃調の対象になっていないところも査定するのは反対と書いてあるように見えるが、全く理屈がない。取引所価格を決めるのが原油価格だけでないのは全くその通り。冷夏や暖冬なら、需要曲線と供給曲線の交わるところの限界費用が変わるというのは分かるが、暖冬とも厳冬とも決めつけず、ニュートラルに、自然体で査定するのだと思う。再稼働についても特定の前提は置かない。原油価格が下がっていることは事実であり、これを踏まえて査定することは少しも間違っていない。原油価格が4割下がったなら、4割低く買えるということを基準にして査定する。それが少し乱暴だとすれば、明らかに石炭から購入している他社電力であれば補正するし、取引所価格も、仮に原油価格が4割下がっていたとしても、4割は行き過ぎということならそれも微修正する、これをベースに査定すべき。

5. (2)卸電力取引所取引の活用について(意見等)

消費者庁チェックポイント

【燃料費、購入電力料等】

- ④燃料費、購入電力料の単価引下げの努力は徹底されているか。他企業との燃料の共同調達など、抜本的な取組を行っているか。
- ⑤卸電力取引所の活用による単価引下げの効果を原価に適切に織り込んでいるか。
- ⑥購入電力料に関して、最近の原油価格下落による費用削減効果を原価に適切に織り込んでいるか。
- ⑦今般の値上げ申請による料金の値上げ額と、燃料費調整制度に基づく料金の調整額の間を明確に説明しているか。また、消費者に対して分かりやすく情報提供を行っているか。

5. (2)卸電力取引所取引の活用について(論点)

- 卸電力取引所取引については、燃料費調整制度の対象となっていないため、燃料価格の変動が自動的に電気料金に反映されないことを確認した。このため、以下の考え方に基づいて、昨年来の原油価格の下落を原価に反映することが適当ではないか。
 - ・石油ユニットの限界費用は、原油価格と同程度に下がると考える。
 - ・約定価格は、原油価格の変動のほか、原子力発電所や水力発電所の稼働状況、天候の予想などの影響を受けると考えられ、原油価格の下落がそのまま反映されるとは言い切れないため、(原油価格と同程度ではなく、)直近の卸電力取引所取引における約定価格(24時間平均)の実績と同程度に下がると考える。
- 以上を踏まえ、卸電力取引所取引における約定価格の直近の実績に基づき、申請に織り込まれている約定価格からの下落率を算定し、これに買い約定額、売り約定額を乗じた金額を、申請に織り込まれている約定額からの変動額として、それぞれ料金原価に反映すべきではないか。その際、それぞれの約定量については、申請に織り込まれている数量から変動しないものとするかどうか。

5. (2)卸電力取引所取引の活用について(参考①)

原油価格、LNG価格及び石炭価格(CIF価格)の推移



(出典)財務省貿易統計

5. (2)卸電力取引所取引の活用について(参考②)

スポット市場における約定価格の推移(24時間平均)



直近6ヶ月の原油CIFと約定価格の下落率

前年同月比	10月	11月	12月	1月	2月	3月
原油CIF	▲2.2%	▲8.9%	▲18.3%	▲36.3%	▲48.8%	—未発表—
約定価格	▲12.1%	▲11.4%	▲9.1%	▲23.9%	▲33.4%	▲30.0%

5. (2)卸電力取引所取引の活用について(参考③)

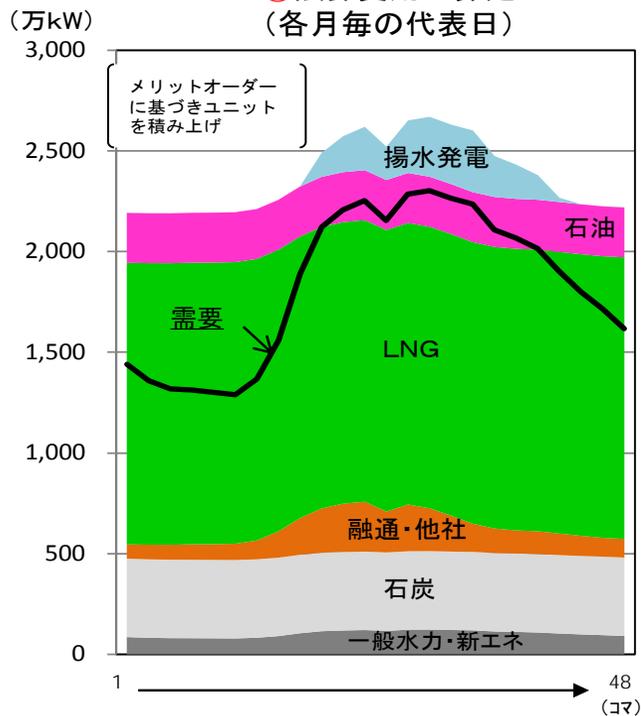
中部電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針(平成26年4月)(抜粋)

■ 卸電力取引所の活用に係る査定方法イメージ図①

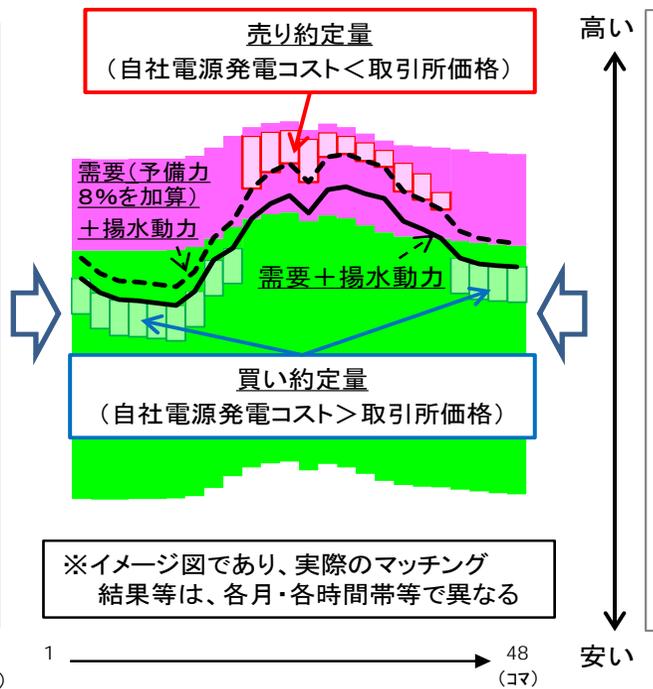
卸電力取引所の活用に係る査定方針(抜粋)

(前略)電気の安定供給に必要な「原則8%」の予備力を確保した上で、卸電力取引所の更なる活用が可能と考えられることから、「原価算定期間における各月毎の代表日のメリットオーダーに基づいた需給バランスを作成①し、稼働中及びバランス停止中(注)のユニット毎の限界費用を売りと買いそれぞれについて算定②した上で、過去実績の約定価格(365日×48コマ)③とコマ毎にマッチングさせた場合の売り・買い入札に係る約定量④、約定額及び利益額」を想定し、当該利益額と料金原価に織り込まれている利益額を比較して上回る部分については、料金原価から減額すべきである。(後略)

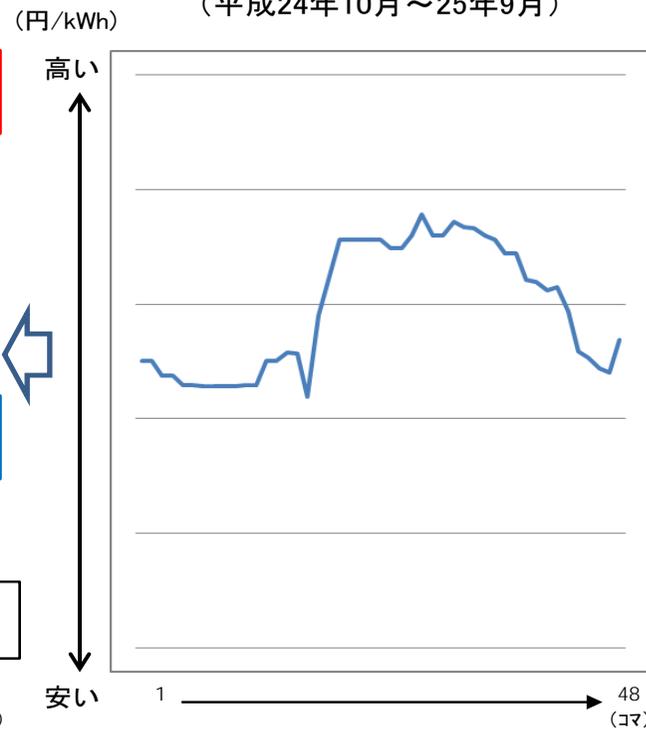
<①需給バランス(概念図)の作成>
<②限界費用の算定>
(各月毎の代表日)



<④マッチングさせた場合の約定量(※)>



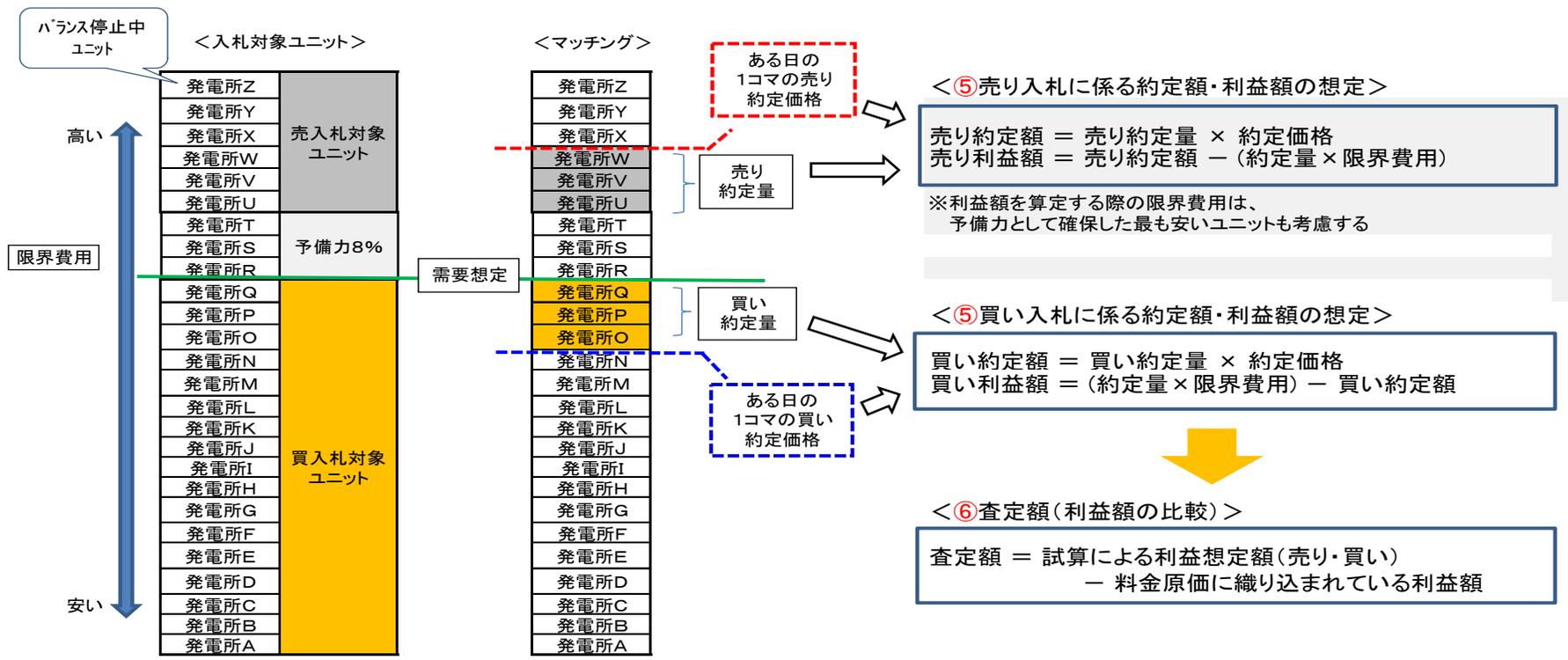
<③過去の約定価格>
(平成24年10月~25年9月)



5. (2)卸電力取引所取引の活用について(参考④)

中部電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針(平成26年4月)(抜粋)

(前略)電気の安定供給に必要な「原則8%」の予備力を確保した上で、卸電力取引所の更なる活用が可能と考えられることから、「原価算定期間における各月毎の代表日のメリットオーダーに基づいた需給バランスを作成し、稼働中及びバランス停止中^(注)のユニット毎の限界費用を売りと買いそれぞれについて算定した上で、過去実績の約定価格(365日×48コマ)とコマ毎にマッチングさせた場合の売り・買い入札に係る約定量、約定額及び利益額」を想定^⑤し、当該利益額と料金原価に織り込まれている利益額を比較^⑥して上回る部分については、料金原価から減額すべきである。(後略)



【参考7】 他社電源の供給力算定方法について

20

- 水力：電源開発(株)および公営
 - ・事業者からのヒアリングにもとづき、過去の実績を踏まえた標準的な供給電力量（自社水力の平均可能電力量に相当）から、補修計画などによる減少分を控除し、受電電力量を算出。
- 火力：電源開発(株)およびIPPなど
 - ・現行契約・実績等にもとづき、経済性や補修計画等を考慮のうえ受電電力量を算出。
- 原子力
 - ・前回同様、日本原子力発電(株)敦賀1号機・2号機からの受電電力量は織込んでおりません。
- 融通（一般電気事業者からの電気の購入）
 - ・原資となる電源種別により上記と同様に算出

- 取引所取引
 - ・今回の料金原価算定に際し、これまでの電気料金審査専門小委員会での査定方針を踏まえ、以下の通り想定。
 - ① 電気の安定供給に必要な予備力を確保した上で、各月毎の代表日のメリットオーダーにもとづいた需給バランスを作成し、
 - ② 稼動中及びバランス停止中のユニット毎の限界費用^{※1}を、売りと買いそれぞれについて算定した上で、
 - ③ 過去実績の約定価格^{※2}（365日×48コマ）とコマ毎にマッチング^{※3}させた場合の売り・買い入札に係る約定量、約定額を想定し、原価に織り込み。

※1 限界費用については、平成27年度における各月毎の代表日（平日および休日）の需給バランスに基づきユニット毎に算定。

※2 市場価格については、平成25年度下期および平成26年度上期における卸電力取引所取引の約定価格実績を使用。

※3 マッチングにあたっては、実運用に即した方法とするための約定価格補正等を考慮。

(参考) 卸電力取引所の活用①

【卸電力取引所の活用に向けた当社の取組み】

卸電力取引所の活用については、経済効果を追求し原価低減に資するため、購入・販売の両面において積極的に入札を行っていきます。

電力システム改革専門委員会で表明した自主的取組の内容 (H24.11.7)

<当面の取組み (需給ひっ迫の改善に向けて) >

- ◆ スポット・時間前市場において、最大限の買い入札を行うとともに、需給状況及び燃料調達状況をふまえ、可能な限り、売り入札も行う。また、市場全体の取引量の拡大状況や、ブロック商品の導入をふまえ、入札量をさらに増やしていく。
- ◆ 先渡市場においても買い入札を積極的に行い、相対取引 (電力間短期融通等) による調達を補完する。

【料金原価への織り込み】

原価算定期間においては、厳しい需給状況を想定しているため、買い取引が主体となりますが、売り取引についても可能な限り行っていきます。

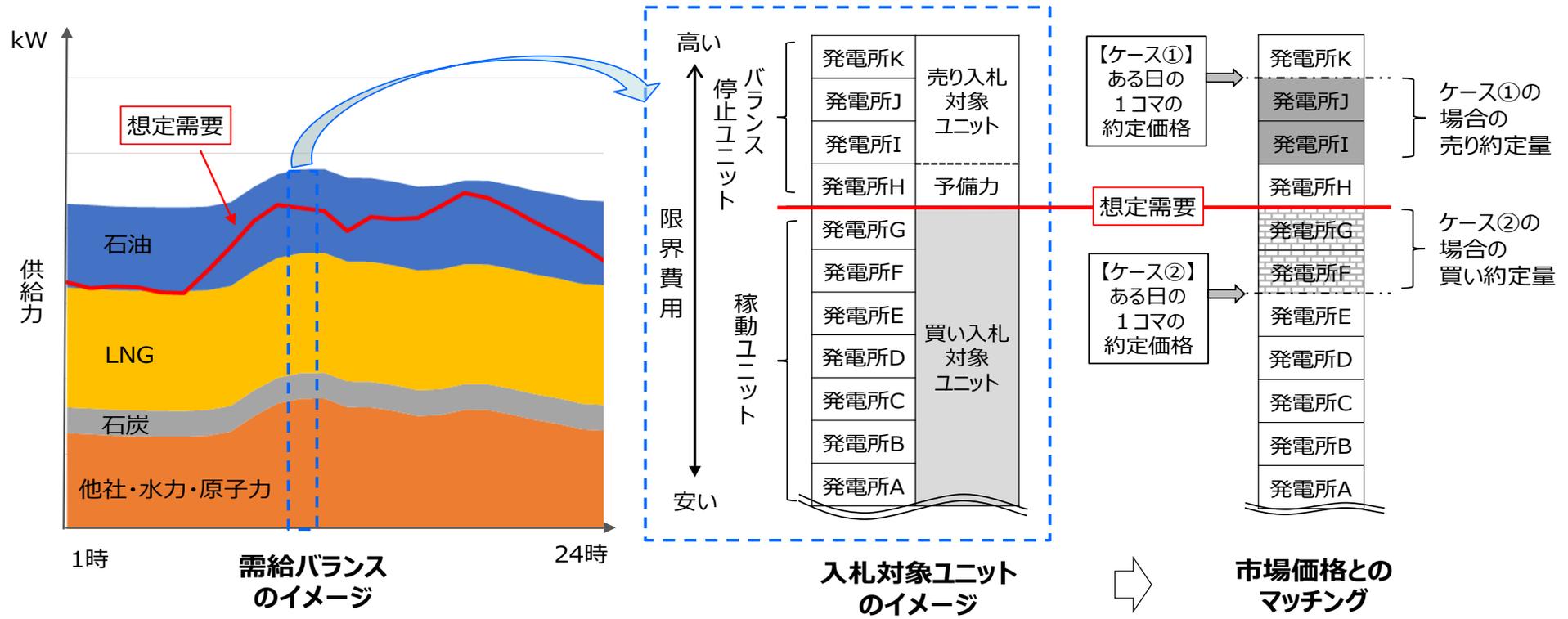
料金原価への織り込みについては、これまでの査定方針に基づいて算定しております。

具体的には、電気の安定供給に必要な予備力を確保した上で、各月毎の代表日のメリットオーダーに基づいた需給バランスを作成し、稼動及びバランス停止の発電所ユニット毎の限界費用を、売りと買いそれぞれについて算定した上で、過去実績の約定価格 (365日×48コマ) とコマ毎にマッチングさせた場合の売り・買い入札に係る約定量、約定額を想定し、原価に織り込んでおります。

5. (2)卸電力取引所取引の活用について(参考⑦)

(参考) 卸電力取引所の活用②

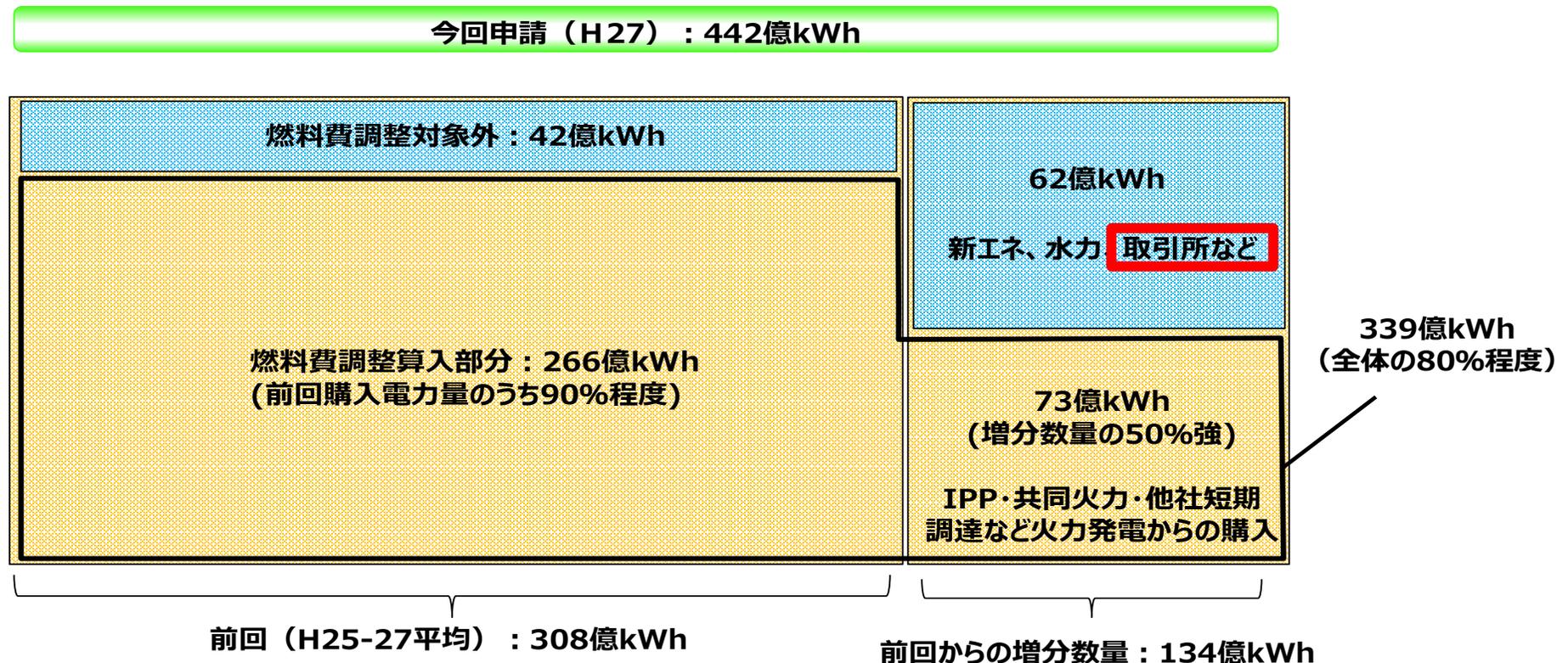
- 平成27年度における各月毎の代表日（平日および休日）において、発電所ユニット毎の限界費用に基づいて稼働およびバランス停止ユニットを決定した上で、入札対象ユニットを選定しております。
- 市場価格については、平成25年度下期および26年度上期における卸電力取引所取引の約定価格実績を使用しております。
- 両者をマッチングさせ、売りおよび買いの約定量、約定額を算定しております。
- マッチングにあたっては、実運用に即した方法とするための約定価格補正等を考慮しております。



購入電力量における燃料費調整の対象比率【指摘事項7】

16

- 今回申請している購入電力量のうち、80%程度は燃料費調整制度に組み込んでおります。
- なお、今回の申請に当たっては、燃料費調整に組み込んでいない新エネや取引所取引の増加等を反映しているため、前回からの増分数量における燃料費調整の対象比率は50%強です。



原油価格の下落と卸電力取引所について

17

○前回の審査専門小委において、「取引所取引は燃調制度の対象外となっていることから、足元の原油価格の下落を踏まえ、限界費用が下がることを前提とした査定をしなければならない」とのご意見がありました。が、卸電力取引所取引については以下の点を考慮すべきと考えております。

【取引所取引の価格決定要因】

➤ 卸電力取引所の価格については、原油価格のみならず、原子力の再稼働状況、発電所トラブルの有無、天候・気温の動き等の需給状況の影響も受けると考えられることから、原油価格の動向のみに基づき、取引所価格を想定することについては、慎重な判断が必要と考えております。

【原油価格等の予見性】

➤ 仮に、原油価格の動向を考慮するとしても、将来の原油市況を見通すことは極めて困難であることから、少なくとも、直近のごく短期間の水準・傾向が、原価算定期間（平成27年度）にわたって継続するといった想定は適切でないと考えております。（なお、今回の当社の申請においては、過去1年間の取引所価格に基づいて算定しており、他社事例についても同様と認識しております）。

6. レートメイク

6. レートメイクについて(意見等)

関西電力の申請内容

- 規制部門に配分した原価変動額を、現行料金の原価算定期間の残り1年間における規制部門の販売電力量で除し、消費税等相当額を加算した額(2.48円/kWh)を、電力量料金単価に一律の上乗せすることを基本として料金設定。
- 新たな料金メニューはなし。

主な意見

〈電気料金審査専門小委員会〉

- 消費者向けに新たな料金メニュー設定をされたのか教えていただきたい。関西電力は他の電力会社に比べてスマートメーターが一番早く導入されている。消費者が選べる新たなメニューがあれば是非ご提案していただきたい。またあってしかるべきだと思う。
- 消費者は基本的にウェブで相談することになるのだと思うが、契約口数に対して、省エネコンサルはどの程度普及しているのか。実際に、具体的なコンサルを受けた人の比率、問い合わせの比率を教えていただきたい。
- 普及開発関係費の効率化の取組内容について、関電の姿勢を疑う。公益的な情報発信の更なる削減等の更なる削減等、本来ならお客様向けに一生懸命に行うべきものについて、効率化を理由に削っているように見える。お客様対応にどれくらいの金額が残っていて、残った費用でどのような取組をしているのか。
- お客様とのコミュニケーションについて、5万件のお客様に対して説明・訪問を行っているということだが、同じ人に2回やっているものが含まれていないか。全体の世帯に対する比率について再度確認したい。普及開発関係費について前回削減したのは、オール電化の費用等であるが、まだオール電化を進めているという話が公聴会が出るなど、ちぐはぐである。何が重要と感じており、何に重点を置いているのか、わかりにくい。十分お客様とコミュニケーションが取れているとは到底思えなかった。当然削減してほしいが、ゼロにしろと言っているわけではなく、何に使っているかという趣旨を明確化していただきたい。

〈公聴会〉

- 最低料金の上げ幅が大きすぎる。消費税アップや所得格差の拡大という状況を踏まえ、できれば上げるべきではなく、上げるとしても極めて少額にすべき。また、各段階2.48円のアップになると逓増率が縮小するので、元の逓増率を維持するか、拡大すべき。
- 深夜電力について、今は全く原価が動いていないのに、オール電化使用者に3分の1の価格で深夜電気を使わせることは納得出来ない。
- 他社からの高い電力の購入に関しては、ピーク時使用量を下げること、他社からの購入をゼロに近づけることを追及すべき。各家庭にもスマートメーターを早期導入し、ピーク時電気料金を高く設定するなどピーク時の使用を抑える対策を行うべき。
- 原子力を使っていない現在、夜間電力を無理に使う必要はない。したがって、オール電化を推進してはならない。

6. レートメークについて(意見等)

主な意見

《国民の声》

- 例年、国が要望する節電要請時期での「オール電化住宅の普及」等は明らかに要望に反する問題であって、又、「はぴeプラン」の推進等両者は電力供給量を増加させようとするものであります。これらは多くの需要家の信頼を失いかねないと考えますので直ちに止めるべきであります。仮に、値上げするなら、所得の低い世帯に配慮した料金設定や、家計負担の軽減につながるメニュー提供がされるべきだが、今回こうした提案もない。
- 地域独占で事業を行う事業者として、顧客の満足度を向上させる努力は必須です。特に規制部門利用者の電力利用実態を調査・分析し、現在は電力会社を選べない消費者に対して、生活実態に合わせて選択し易い料金メニューを提供したり、コンサルティングなどの丁寧な説明をするなど、消費者の視点を持った事業展開を望みます。
- 個人向け販売については、最低料金の上げ幅が大きすぎる。また、15kWh～120kWhを第1段階と考え、第2段階、第3段階の上げ幅は2.48円と同じ料金アップ額になっている。これでは逓増率が下がり、省エネに向かうベクトルと反対方向になることから、逓増率が下がらないよう、金額を設定すべき。

消費者庁チェックポイント

【料金体系等】

- ⑱消費者が電気料金を節約できるメニューについて、前回値上げ時よりも積極的に広報・普及に取り組むこととしているか。
- ⑲大幅な値上げであることを踏まえ、消費者のための激変緩和措置の方策が具体的に検討されているか。
- ⑳三段階料金の段階別料金設定において、少額一般家庭利用者にとって負担が緩和されるための方策が検討されているか。

6. レートメイクについて(論点)

- 今回の申請においては、料金改定の要因が可変費の増加のみであることから、電力量料金を一律して上乗せすることとされているが、これは3段階料金の趣旨を損なうものではないと考えて良いか。
- 値上げの影響緩和の対策として、需要家が電気の効率的な使用により、電気料金の削減を図ることができるよう、季時別電灯PSなど活用できるメニューの周知、説明への取組を充実させるべきではないか。

6. レートメイクについて(参考①)

【関西電力の3段階料金の推移】

(単位:円/kWh)

改定年月日	S49	S51	S55	S63	H1	H8	H10	H12	H14	H17	H18	H20	H25	現行	今回申請
第1段階	13.60	15.70	21.19	19.40	19.17	18.65	18.48	18.05	17.77	18.17	18.13	19.05	20.27	20.84	23.32
第2段階	16.40	19.90	28.19	25.70	25.39	24.70	24.48	23.91	23.20	23.38	23.32	24.21	26.51	27.27	29.75
第3段階	17.80	22.40	33.09	28.85	27.91	27.03	26.79	26.16	24.92	24.89	24.65	25.55	30.23	31.09	33.57
率(1段/2段)	0.83	0.79	0.75	0.75	0.76	0.76	0.75	0.75	0.77	0.78	0.78	0.79	0.76	0.76	0.78
率(3段/2段)	1.09	1.13	1.17	1.12	1.10	1.09	1.09	1.09	1.07	1.06	1.06	1.06	1.14	1.14	1.13
差(2段-1段)	2.80	4.20	7.00	6.30	6.22	6.05	6.00	5.86	5.43	5.21	5.19	5.16	6.24	6.43	6.43
差(3段-2段)	1.40	2.50	4.90	3.15	2.52	2.33	2.31	2.25	1.72	1.51	1.33	1.34	3.72	3.82	3.82
差(3段-1段)	4.20	6.70	11.90	9.45	8.74	8.38	8.31	8.11	7.15	6.72	6.52	6.50	9.96	10.25	10.25

※ S49～H14の単価は税抜き単価、H17～H25の単価には消費税等相当額(税率5%)を含み、現行及び今回申請の単価には消費税等相当額(税率8%)含む。

※ 燃料費調整額を含まない。

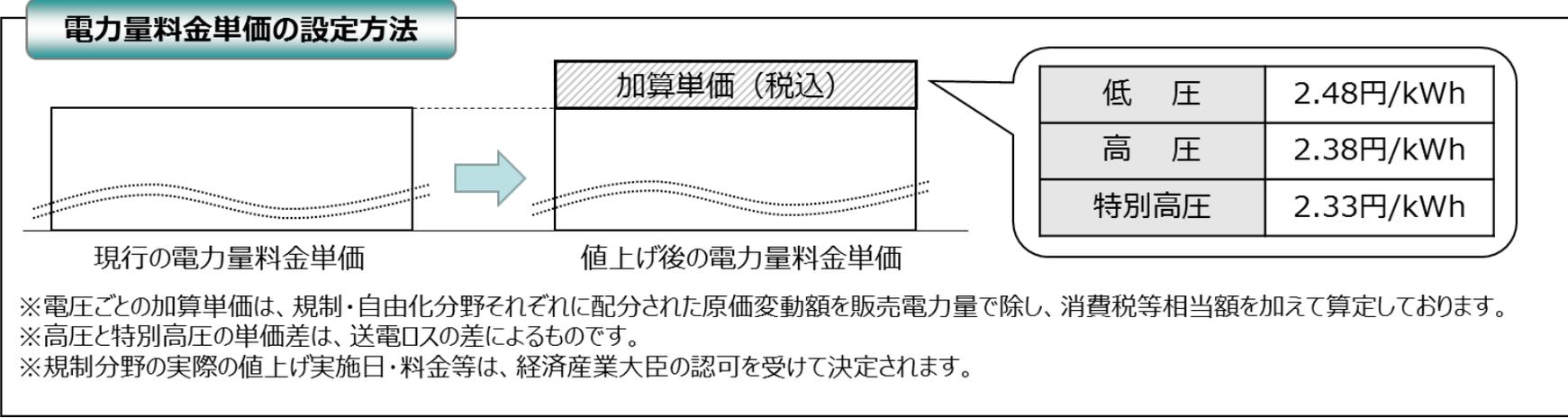
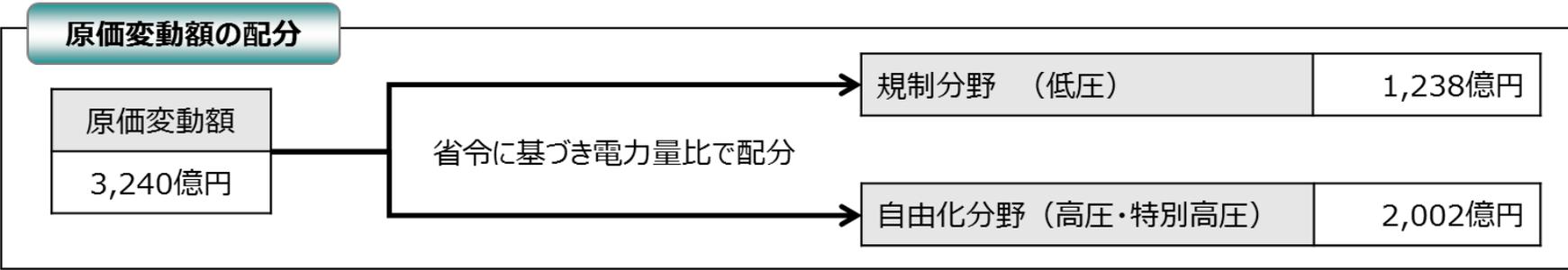
【各社格差率の比較】

(単位:円/kWh)

事業者名	関西電力		9社平均 (関西電力以外)	北海道電力	東北電力	東京電力	中部電力	北陸電力	中国電力	四国電力	九州電力	沖縄電力
	現行	申請										
第1段階	20.84	23.32	19.93	23.54	18.24	19.43	20.68	17.48	20.34	20.00	17.13	22.49
第2段階	27.27	29.75	25.65	29.72	24.87	25.91	25.08	21.29	26.90	26.50	22.63	27.93
第3段階	31.09	33.57	28.60	33.37	28.75	29.93	27.97	22.98	28.98	29.95	25.57	29.87
率(1段/2段)	0.76	0.78	0.78	0.79	0.73	0.75	0.82	0.82	0.76	0.75	0.76	0.81
率(3段/2段)	1.14	1.13	1.12	1.12	1.16	1.16	1.12	1.08	1.08	1.13	1.13	1.07
差(2段-1段)	6.43	6.43	5.72	6.18	6.63	6.48	4.40	3.81	6.56	6.50	5.50	5.44
差(3段-2段)	3.82	3.82	2.95	3.65	3.88	4.02	2.89	1.69	2.08	3.45	2.94	1.94
差(3段-1段)	10.25	10.25	8.67	9.83	10.51	10.50	7.29	5.50	8.64	9.95	8.44	7.38

12. 電気料金の設定方法

- 今回の値上げ申請は、燃料費の増加等を電気料金に反映するためのものであり、値上げ後の電力量料金単価については、電気のご使用量に対応する現行の電力量料金単価に以下の加算単価を一律に上乘せしたものといたします。なお、基本料金単価は変更いたしません。
- 自由化分野のお客さまにつきましては、平成27年4月1日からの値上げをお願い申し上げますが、平成27年4月1日が現行のご契約期間の途中である場合には、お客さまにご確認のうえ、ご契約期間満了までは現在のご契約内容を継続させていただきます。



6. レートメイクについて(参考③)

3. 電気料金の設定方法②

4

具体的な算定方法
(従量制供給の場合)

- ① 規制分野に配分した原価変動額 (1,238億円) を、現行の電気料金の原価算定期間 (平成25～27年度) のうち残りの1年間 (平成27年度) における販売電力量 (53,923GWh) で除し、一律の加算単価 (税抜) を算定

$$1,238\text{億円} \div 53,923\text{GWh} = 2.30\text{円/kWh (税抜)}$$

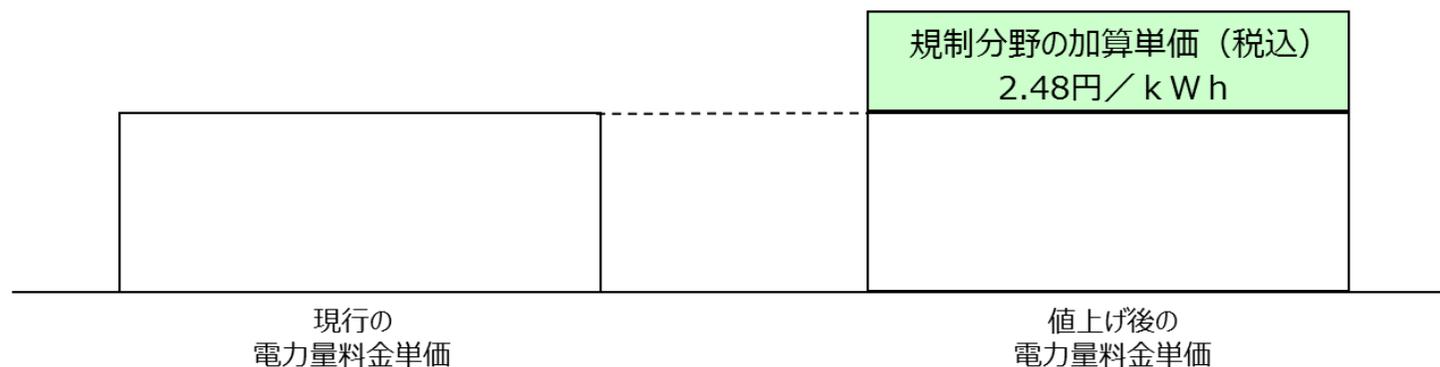
- ② ①の単価に消費税率を乗じて、一律の加算単価 (税込) を算定

$$2.30\text{円/kWh (税抜)} \times 1.08 = 2.48\text{円/kWh (税込)}$$

- ③ 現行の電力量料金単価 (税込) に、②の加算単価を上乗せし、値上げ後の電力量料金単価 (税込) を算定

(例：従量電灯A 第2段階料金の場合)

$$27.27\text{円/kWh (税込)} + 2.48\text{円/kWh (税込)} = 29.75\text{円/kWh (税込)}$$

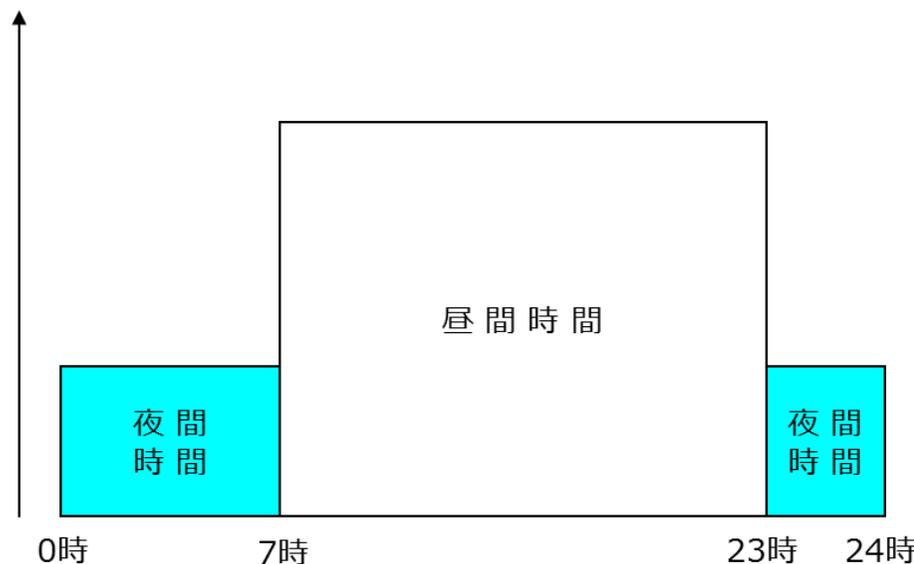


6. レートメイクについて(参考④)

○ご使用になる時間帯によって電力量料金単価が異なり、割安な時間帯に電気のご使用を移行していただく等、電気の効率的な使用により、電気料金の削減につなげていただくことができるメニューです。

時間帯別電灯

(円/契約、円/kVA、円/kWh)



		現行単価	届出予定単価
基本料金	最初の10kVAまで	1,188.00	1,188.00
	10kVAをこえる 1kVAにつき	388.80	388.80
電力量料金	昼間時間	最初の90kWhまで	22.72
		90kWhをこえ 230kWhまで	29.67
		230kWh超過	33.91
	夜間時間	11.07	13.55

※現行単価および届出予定単価には、燃料費調整単価を含めておらず、消費税等相当額を含みます。

※時間帯別電灯は、平成26年12月24日に申請した電気供給約款の認可内容に応じて料金やその他変更内容を見直し、経済産業大臣に届け出る予定です。

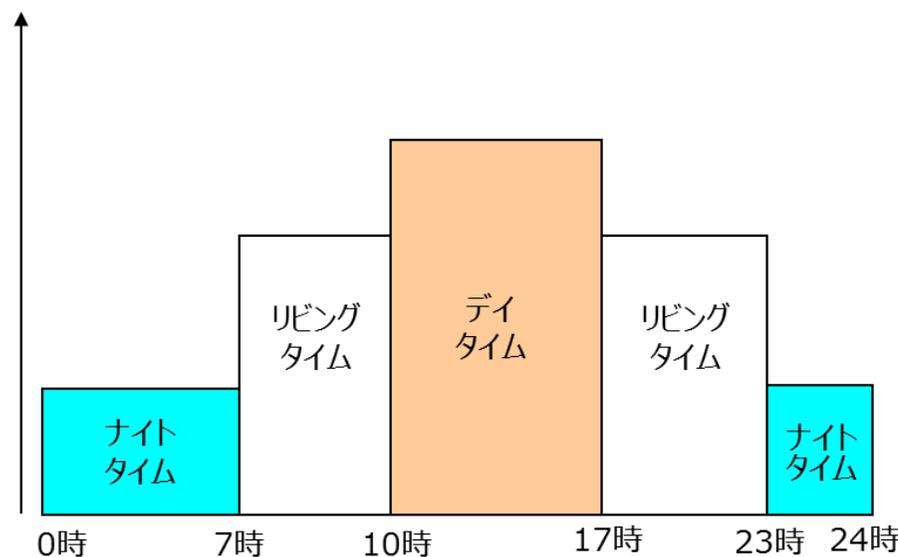
6. レートメイクについて(参考⑤)

○ご使用になる季節や時間帯によって電力量料金単価が異なり、割安な時間帯に電気のご使用を移行していただく等、電気の効率的な使用により、電気料金の削減につなげていただくことができるメニューです。

はぴeタイム

(円/契約、円/kVA、円/kWh)

(単価)



		現行単価	届出予定単価	
基本料金	最初の10kVAまで	2,160.00	2,160.00	
	10kVAをこえる1kVAにつき	388.80	388.80	
電力量料金	デイタイム	夏季	36.86	39.34
		その他季	33.51	35.99
	リビングタイム		25.29	27.77
	ナイトタイム		11.07	13.55

※デイタイムは平日(月～金曜日)に設定。休日扱い日(土日祝日等)の7時～23時はリビングタイムとなります。

※夏季は7月1日～9月30日、その他季は10月1日～翌年の6月30日です。

※現行単価および届出予定単価には、燃料費調整単価を含めておらず、消費税等相当額を含みます。

※はぴeタイムは、平成26年12月24日に申請した電気供給約款の認可内容に応じて料金やその他変更内容を見直し、経済産業大臣に届け出る予定です。

6. レートメイクについて(参考⑥)

第20回 電気料金審査専門小委員会 資料5 (関西電力資料)

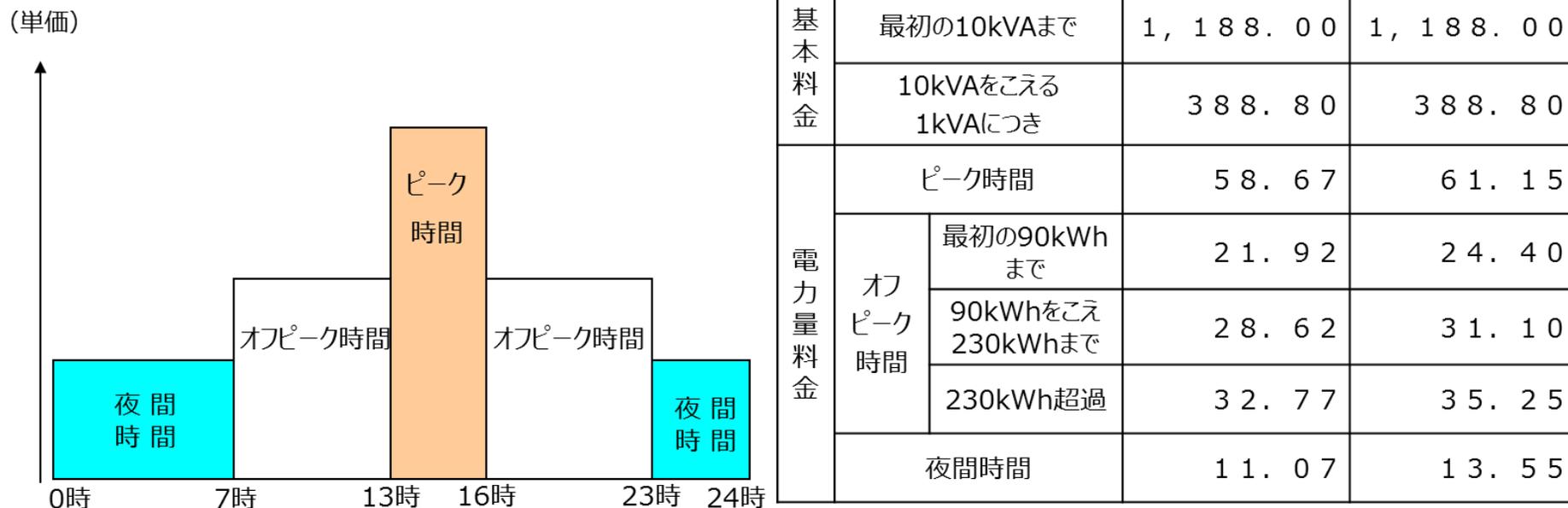
25

○夏のピーク時に対応する「ピーク時間」と、それ以外の「オフピーク時間」「夜間時間」に時間帯を区分しており、「ピーク時間」から「オフピーク時間」および「夜間時間」へ電気のご使用を移行していただく等、電気の効率的な使用により、電気料金の削減につなげていただくことができるメニューです。

季別電灯PS

平成24年7月設定

(円/契約、円/kVA、円/kWh)



※ピーク時間は夏季平日(7月1日~9月30日)に設定。

※現行単価および届出予定単価には、燃料費調整単価を含めておらず、消費税等相当額を含みます。

※季別電灯PSは、平成26年12月24日に申請した電気供給約款の認可内容に応じて料金やその他変更内容を見直し、経済産業大臣に届け出る予定です。

14. お客様へのご説明 (省エネ・節約に役立つ情報のご紹介)

○当社ホームページ等を活用し、電気を効率よくお使いいただくための省エネ・節約の方法等、電気料金のご負担軽減につながる情報をご紹介します。

<p>省エネ・節約方法のご紹介</p>	<p>○当社ホームページにおいて、具体的な省エネ・節約の方法をご紹介します。</p> <p>【ご家庭のお客様向け】  ご家庭の省エネ方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ方法を、機器ごとにご紹介しております。 ・また、「省エネ効果シミュレーション」では、お客様の省エネ行動を選択いただくことで、節約できる金額(目安)をご確認いただけます。 <p>【法人のお客様向け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・季節ごとの節電のポイントや方法を業種別にわかりやすく、ご紹介しております。
<p>ご使用量の見える化サービスのご紹介</p>	<p>○お客様の省エネ・節約に役立つサービスとして、インターネットを活用したご使用量の見える化サービスを積極的にご紹介してまいります。</p> <p> ご家庭のお客様向け「電気ご使用量のお知らせ照会サービス」</p> <p>法人のお客様も「電気ご使用量お知らせサービス」にて同様のサービスをご確認いただけます。</p>
<p>ご契約メニュー変更シミュレーションのご紹介</p>	<p>○ご家庭のお客様に、ご契約メニューの変更によるメリット額(目安)を簡易にご試算いただけるよう、当社ホームページに「ご契約メニュー変更シミュレーション」を設置しております。</p>

6. レートマークについて(参考⑧)

【参考】お客さまへのご説明 (規制分野)

12

- ご家庭や商店等の規制分野のお客さまにつきましては、当社ホームページでのお知らせの他、検針時におけるチラシの配布等を通じて、値上げ申請に至った理由や主なご契約メニューにおける値上げ影響額等について、幅広くお知らせしてまいります。
- また、お客さまや各種団体さまへのご訪問時等、あらゆる機会を通じて丁寧かつ分かりやすいご説明に努めてまいります。

ご家庭などのお客さま	<ul style="list-style-type: none"> ○検針時の配布チラシを活用し、値上げ申請に至った理由や値上げ影響額等について幅広くお知らせしてまいります。 ○パンフレット等の詳細なお客さまご説明ツールを活用し、お客さま訪問時等あらゆる機会を通じて、ご説明いたします。 ○当社ホームページ上で情報提供を行うとともに、ご契約内容やご使用量等に応じた電気料金の値上げ影響額をお客さまにてご確認いただける「値上げ影響額シミュレーション」を設置いたします。
各種団体さま	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者団体さまをはじめとした各種団体さまや自治体さまに対し、ご訪問や説明会等を通じてご説明いたします。
お問い合わせへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ○専用窓口（値上げお問い合わせ専用ダイヤル）を設置し、お客さまからのお問い合わせやご意見に対し、丁寧な対応に努めてまいります。 ○お客さまからのお問い合わせが多い情報につきましては、ホームページ上のFAQサイトに反映するなど、情報の充実に努めてまいります。

【値上げお問い合わせ専用ダイヤル】 0800-123-0303 <受付時間> 9:00~17:00

7. 値下げの条件

主な意見

〈電気料金審査専門小委員会〉

- 関電の経営努力の徹底により少しでも値上げ幅を圧縮されたい。容易に価格転嫁ができない中小企業が大半である点を十分考慮していただき、しっかりと原価を査定頂き、同時に原発が再稼働したときには、速やかに料金の引き下げがなされるようお願いしたい。
- 今回、全額査定とはならないため、料金は大幅に上がることになる。いずれ値下げとなるが、値下げは届出制なので、好き勝手にできるということでは消費者は納得しない。「1銭下がったから値下げです」として、原発再稼働による利益の大半は役員報酬等に回るのでは到底納得出来ない。本格改定前まで下がるなら大手を振って届出と言える。それまでは事後検証の重点対象とすべき。
- もしも再稼働が遅れて、平成27年度内でも難しかった時には再々値上げをしないか。

消費者庁チェックポイント

【今後の料金値下げ】

- ②今般の値上げ認可申請は電源構成変分認可制度によるものである。今後、電源構成の変動が今般の認可申請において想定している時期よりも早く解消された場合には、速やかに料金値下げが実施されることを確保できる措置がとられているか。また、想定どおりの時期以降であっても、原価算定期間内に解消された場合には、原価算定期間終了後、速やかに費用削減分を引き下げ ことを確保する措置がとられているか。さらに、原価算定期間終了後に、改定の原因となった事象が解消された場合には、各号機の再稼働に応じて順次、速やかに再稼働による原価低減分の値下げを行うことを確保する措置がとられているか。それぞれの場合に、高浜3・4号機の再稼働時期に応じて原価低減分や値下げ幅が消費者に分かるよう、事例などを用いて具体的に情報開示を行っているか。
- ③原価算定期間内に、今回の値上げの原因となった自助努力の及ばない電源構成の変動が解消されない場合であっても、原価算定期間内は値上げは行わないことを確保する措置がとられているか。

- 「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」(平成24年3月)において、「原因となった事象が解消された場合には、何らかの形で速やかに再改定を行うことが求められる」とされていることを踏まえ、電源構成変分認可制度による値上げ認可に際して、電気事業法第100条に基づき、原因となった事象が解消された場合には速やかに料金値下げを実施するよう、条件を付すべきではないか。

【参考】「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」(平成24年3月)

7. 原価算定期間及び電源構成変動への対応

(3) 対応の方向

② 電源構成の変動への対応

原価算定期間の複数年化に伴い、料金算定当初に想定した電源構成が原子力発電の稼働状況等により大きく変動した場合、原価の適正性が維持できないと考えられる。

ただし、原料輸入価格の変動を自動的に電気料金に反映させる燃料費調整制度と異なり、どの電源を稼働させるかは経営判断そのものであり、恣意的な料金転嫁を防ぐ必要がある。このため、一般電気事業供給約款料金算定規則を改正し、原価の適正性を予め行政が確認する料金値上げの認可を経ていることを条件に、当該原価算定期間内において事業者の自助努力の及ばない電源構成の変動があった場合に、総原価を洗い替えることなく、当該部分の将来の原価の変動のみを料金に反映させる料金改定を認めることが適当である。なお、当該料金改定実施後、その改定の原因となった事象が解消された場合には、何らかの形で速やかに再改定を行うことが求められる。

【再稼働時期(※)と値下げ実施時期との関係】 (※)原則として営業運転開始時

(1)原価算定期間内に想定よりも早く再稼働する場合の扱い

- 想定よりも高浜原子力発電所各号機の再稼働が早まった場合には、それにより削減される燃料費等のコスト分を需要家に還元するため、原価算定期間内に速やかに値下げを行うべきではないか。仮に1基のみが想定より早く再稼働し、残りの1基が想定よりも遅れて再稼働することが確定的であっても、燃料費等の追加費用が、今回の認可時における追加費用の想定を下回ることが明らかな場合には、原価算定期間内に値下げを行うべきではないか。
- 原価算定期間内に値下げを行う場合、速やかに値下げを行う必要性、値下げ率の計算や事務手続等を鑑み、原則として、再稼働の翌々月までを値下げの実施時期とすべきではないか。
- また、原価算定期間内に値下げを行った場合であっても、原価算定期間終了後は、新たな原価算定期間の下で原価を再算定することにより、再稼働による燃料費等の費用削減効果を最大限に織り込むことが可能となることから、原価算定期間終了後直ちに改めて値下げを行うべきではないか。

(2)原価算定期間内に想定よりも遅れて再稼働する場合の扱い

- 原価算定期間内に想定よりも遅れて高浜原子力発電所が再稼働した場合、原価算定期間内に値下げを行うことは求められないことが原則であるが、原価算定期間終了後には再稼働を前提として料金を算定することが可能であることから、原則として、原価算定期間終了後に直ちに値下げを行うべきではないか。

【再稼働時期(※)と値下げ実施時期との関係】 (※)原則として営業運転開始時

(3)原価算定期間終了後に再稼働する場合の扱い

- 原価算定期間終了後に再稼働する場合は、原則として、1基再稼働するごとに値下げを行うべきではないか。
- この場合、原価算定期間内に値下げする場合と同様に、再稼働の翌々月までを値下げの実施時期とすべきではないか。

(4)大飯原子力発電所が再稼働する場合の扱い

- 今回の申請においては、原価算定期間内に大飯原子力発電所が再稼働することは想定されていないが、大飯原子力発電所が再稼働した場合には、上記(1)から(3)までの高浜原子力発電所が再稼働した場合の考え方と同様の考え方にに基づき、値下げを行うべきではないか。

【電気料金審査専門小委員会によるフォローアップ】

- 値下げ率等の適正性を確認・検証するとともに、広く情報を公開する観点から、値下げの実施時期を問わず、電気料金審査専門委員会におけるフォローアップが必要ではないか。

7. 値下げの条件について(参考:北海道電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針(平成26年10月))

◇北海道電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針(平成26年10月)

7. 値下げの条件

(1) 基本的な考え方

「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」(平成24年3月)に記載されているとおり、料金改定実施後、その改定の原因となった事象が解消された場合には、再度料金改定を行う必要がある。

今回の北海道電力の値上げ申請は、泊原子力発電所の再稼働時期の遅れを理由とするものであることから、泊原子力発電所が再稼働した場合には、値上げの原因となった事象が解消され、値下げを行う必要が生ずることとなる。値上げ認可時に、電気事業法第100条に基づき、原因となった事象が解消された場合には速やかに料金値下げを実施するよう、条件を付す。

値下げの具体的な内容については、以下の通り考えるべきである。

7. 値下げの条件について(参考:北海道電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針(平成26年10月))

(2)再稼働時期(※)と値下げ時期との関係

① 原価算定期間内に想定よりも早く再稼働する場合

今回の北海道電力の申請においては、泊原子力発電所の3号機が平成27年11月、1号機が平成28年1月、2号機が平成28年3月に再稼働することを前提として、前回認可時よりも増加する燃料費等の追加費用が計上され、値上げ率が算定されている。

このように、泊原子力発電所が1基ずつ再稼働することが前提とされている以上、原則として、

- (i)各号機が1基でも想定よりも早く再稼働する場合には、それにより削減される燃料費等のコスト分を需要家に還元するため、原価算定期間内に速やかに値下げを行うべきである。その際、他の各号機については、想定どおりの時期に再稼働する想定に基づくことを前提とすることが考えられる。
- (ii)仮に1基のみ想定より早く再稼働するが、残りの2基が想定よりも遅れて再稼働することが確定的な場合であっても、燃料費等の追加費用が、今回認可時の想定を下回ることが明らかとなる場合には、原価算定期間内に値下げを行うべきである。
- (iii)上記(i)・(ii)において原価算定期間内に値下げを行った場合であっても、原価算定期間終了後、新たな原価算定期間の下で原価を再算定することにより、再稼働による燃料費等の費用削減効果を最大限織り込むことが可能となることから、原価算定期間終了後直ちに改めて値下げを行うべきである。

なお、速やかな値下げを行う必要性と、値下げ率の計算や事務手続、後述する電気料金審査専門小委員会でのフォローアップ等を考慮し、原価算定期間内に値下げを行う場合には、原則として、再稼働の翌々月までを値下げの実施時期とすべきである。(ただし、翌々月の到来が原価算定期間終了をまたぐ場合においては、原価算定期間終了時点とする。)

※原則として営業運転開始時

7. 値下げの条件について(参考:北海道電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針(平成26年10月))

(2)再稼働時期(※)と値下げ時期との関係

② 原価算定期間内に想定よりも遅れて再稼働する場合

今回の値上げは、原価算定期間において各号機がすべて想定通りに再稼働することを前提としているため、1～3号機がすべて想定よりも遅れて再稼働する場合は、原価算定期間内の値下げは求められないのが原則である。

他方、原価算定期間内に、想定より遅れても1基でも再稼働していれば、原価算定期間後はそれを前提として料金を算定することが可能であることから、原則として、原価算定期間終了後直ちに値下げを行うべきである。

③ 原価算定期間後に再稼働する場合

原価算定期間後に再稼働する場合は、原則として、1基再稼働するごとに値下げを行うべきである。その際、原則として、再稼働の翌々月までを値下げの実施時期とすべきである。

※原則として営業運転開始時

7. 値下げの条件について(参考:北海道電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針(平成26年10月))

(3) 値下げ率

再稼働の時期や原価算定期間との関係等によって値下げ率が異なることが想定され、事前に一意的に決めることが困難である。

したがって、具体的な値下げ率そのものについて条件とはせず、後述する電気料金審査専門小委員会でのフォローアップを通じ、適正な値下げが実施されることを確認すべきである。仮に3基とも想定通りの時期に再稼働すれば、原価算定期間終了後直ちに、少なくとも今回申請前の水準まで値下げが行われることを基本とする。

なお、中長期的に考えれば、北海道電力においては、少なくとも昨年(平成25年)改定以前の水準まで、着実に電気料金を下げていくことを目指すべきである。

(4) 電気料金審査専門小委員会によるフォローアップ

値下げの実施時期や値下げ率等の適正性を確認・検証するとともに、広く情報を公開する観点から、値下げの時期を問わず(原価算定期間内外問わず)、電気料金審査専門小委員会によるフォローアップが必要である。

8. 美浜発電所1・2号機、日本原電敦賀発電所1号機 の廃炉について

- 3月17日に美浜発電所1・2号機、日本原電敦賀発電所1号機の廃炉の意思決定がなされたことを踏まえ、美浜発電所1・2号機の廃炉に伴い、修繕費や諸経費等の減少が見込まれ、また、日本原電敦賀発電所1号機の廃炉に伴い、購入電力料の減少が見込まれることを確認した。
- 関西電力からは、これらの費用の減少分を電気料金負担の軽減に活用するとの説明がなされたが、費用の減少分については、その全額が電気料金負担の軽減に活用されていることを確認するべきではないか。

美浜発電所1・2号機、原電敦賀発電所1号機の廃炉について

- 当社は先日(3/17)、美浜発電所1・2号機について廃炉を決定いたしました。また、当社が受電してきた日本原電の敦賀1号機についても廃炉が判断されました。
- 美浜発電所1・2号機の廃炉に伴い、現行料金に含まれている、修繕費や諸経費等の減少が見込まれます。また、日本原電敦賀1号機については、停止後も安全に維持し、廃止措置を円滑かつ安全、確実に遂行するために必要な費用は受電会社で負担することとしておりますが、運転停止に伴い、購入電力料の減少が見込まれます。
- 具体的な金額については、現在精査中ではありますが、運転停止によって生じる費用の減少分については、お客さまの電気料金のご負担の軽減をはかるべく、活用してまいりたいと考えております。